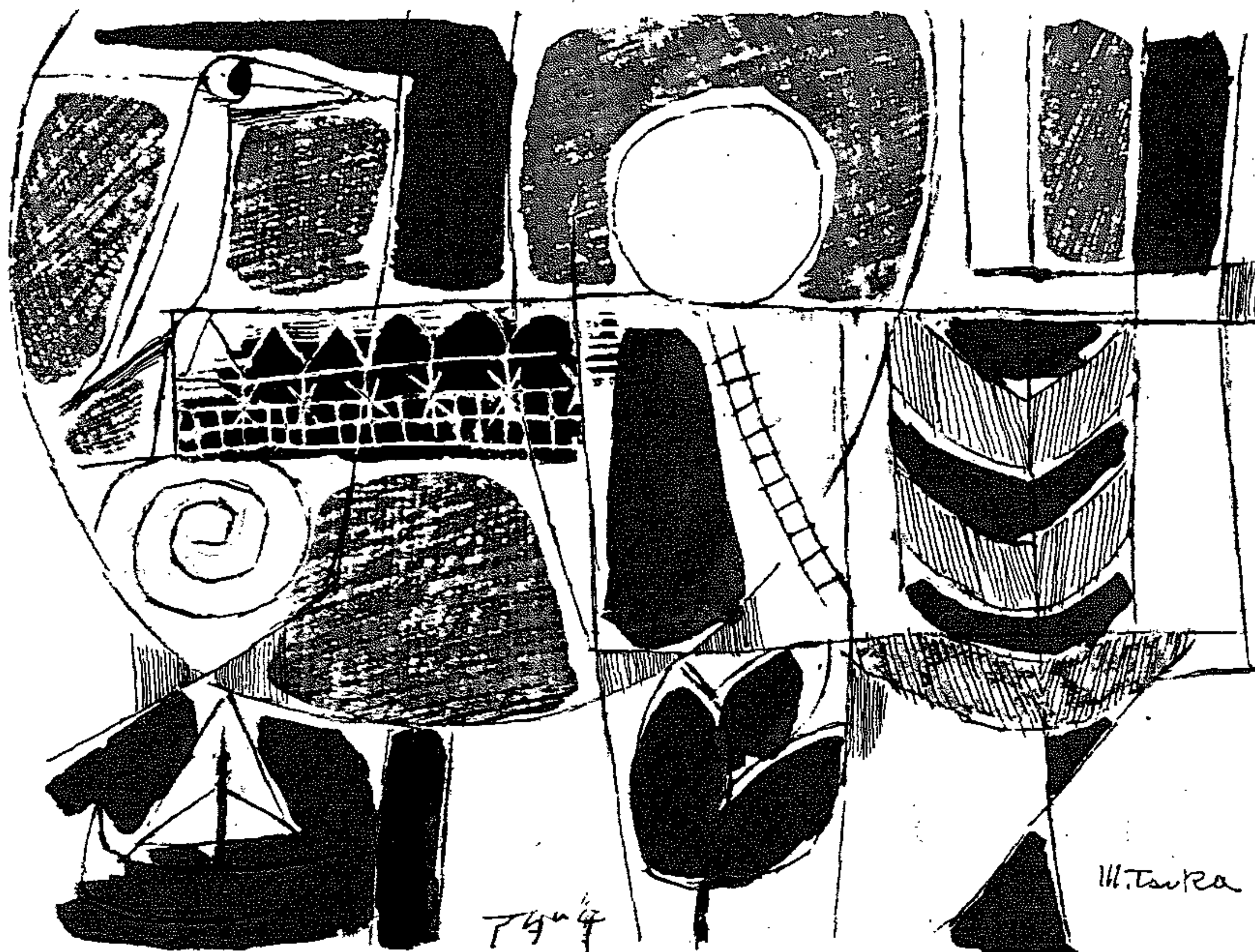


婦人少年者



◆美術回婦人通聞◆

3

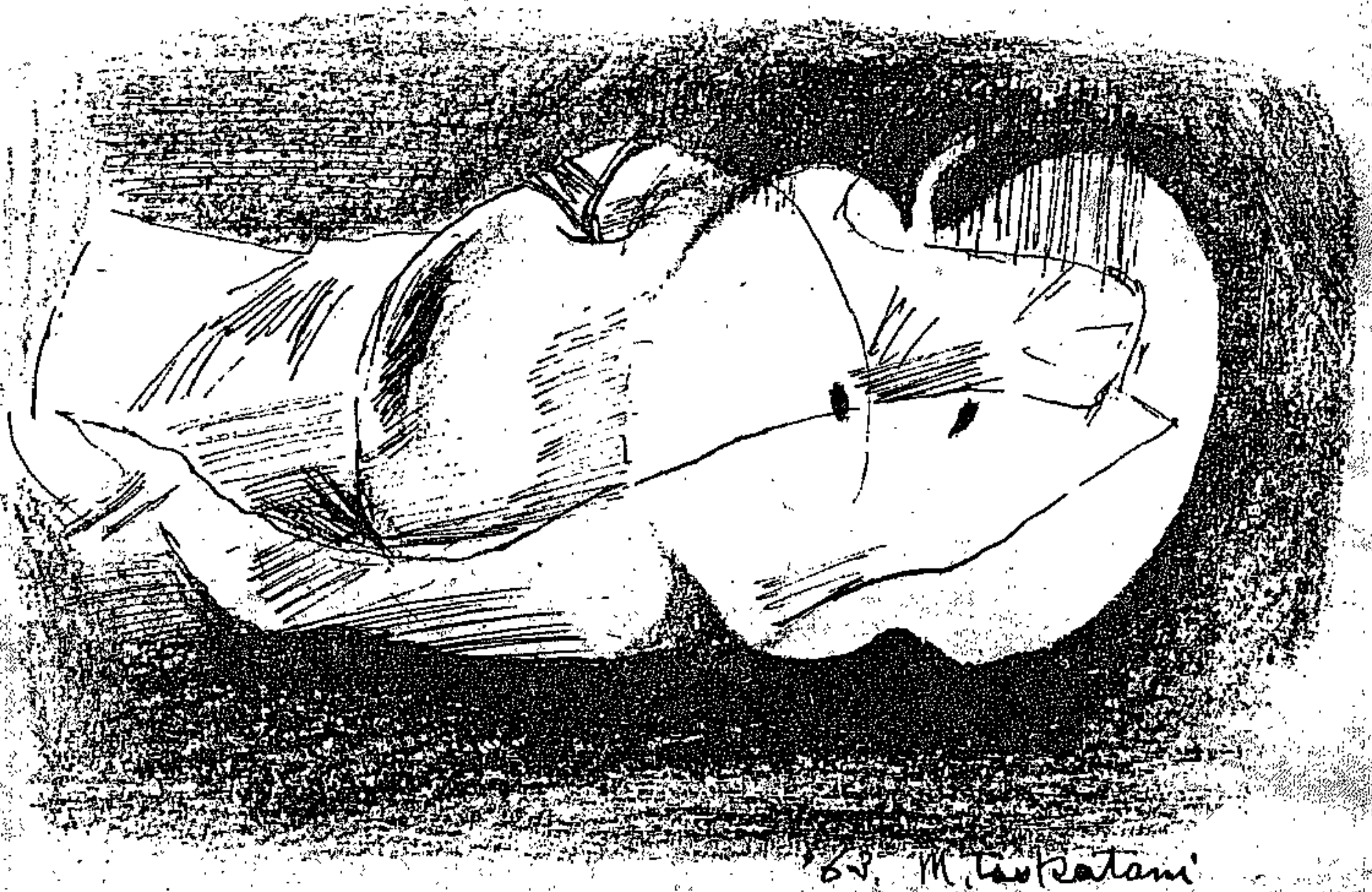
1963

婦人少年者協会

みんなの社会的良心が
住みよい あすを築く

婦人週間

主唱 労働省



目次

婦人週間の標語……………平林たい子 8
社会的良心について……………日高六郎 8

座談会

社会的良心と婦人の役割について……………岡部慶三 5
唐沢富太郎 5
渡辺華子 5
(司会) 高橋展子

第十(五)回婦人週間に ついて

* 実施要綱並びに全国婦人会議開催要領……………14
* 第十五回婦人週間実施のしおり……………15

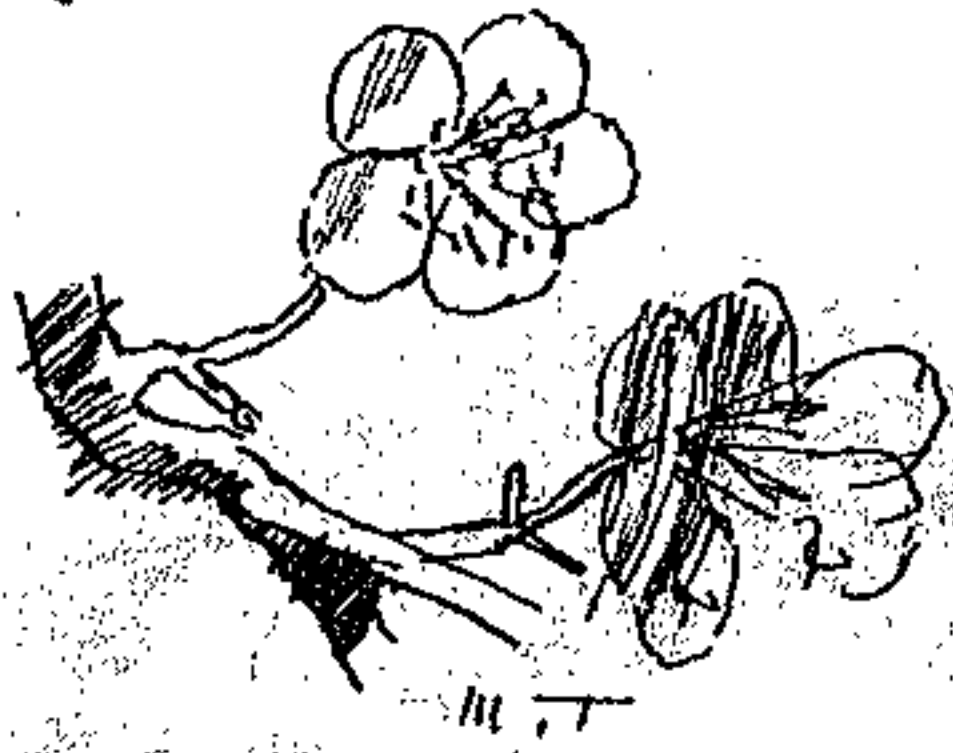
年少労働者を育てるために……………年少労働課 18
前橋福祉センターを建設するまで……………高桑惣太郎 21

「カウンセラー」の技術十講②……………畔上久雄 22

◇尾西市「働く婦人の家」開設……………23
(資料)(室)
「良心」について……………24
婦人に関する国際ニュース……………27
婦人界のうごき……………28
働く婦人と年少者の法律問題③……………30
婦人労働関係資料の紹介……………31
女子の就業者数と完全失業者……………32
数・平均現金給与額……………32 (表紙)

◇東京の婦人の社会奉仕活動は……………17
◇著書紹介(女のしごと・女の職場)……………25
◇婦人週間ポスター……………26 (表紙)

◇婦人少年局ニュース……………2 (表紙)
表紙……………塚谷政義



婦人週間の標語

平林 たい子

社会的良心を守るといふことには二つの意味がある。その一つは、自分や自分の責任のある家族などが社会に迷惑をかけることである。が、それだけでは、社会的良心といふことばの意味の解釈としては消極的である。すすんで、何か社会に必要なことのために、自分を役立てるといふ行為にまで発展させてこそ、この標語は充分生きよう。

恐らく、婦人少年局が、この標語を提出する動機も、このあとの方に重点を置いてゐるのではあるまいか。

レジャシという華やかな言葉でうたうに価する程、日本の婦人に暇ができたわけではないけれども、戦中戦後の生活をかえりみると、近頃の婦人の消費生活には便利な電気器具などが取入れられて、つぎ物はなくなり、食物は豊かに、また調理に簡易な品物が現われて若干の余暇が生じたことは事実である。この余暇が何に使われているかについて、いろいろ統計があるが、社会のために役立つ仕事には、まだまだ多くの婦人が少ししか時間を与えていない。この余暇利用のための生活の設計替えの時期とし

て、今年のスローガンの現われたタイミングは適切である。

日本では、婦人に限らず、男性にも、社会公共への観念は乏しい。それは、一党一派・一会社・一宗団等の利益だけを見て、その外にある公共社会を知らない封建的思想の血脈が今日までまだ伝統の中に根づよく残っているためと、も一つには、新しくひろまった社会主義思想が、それらの社会奉仕の義務を全部政府に帰して、国民個人には何の責任もないという考え方をよく普及させたためである。

もちろん、歴代の政府がなすべきことを尽していないことにも責任はあるが、そうであっても、政府の手が届かないなら、なおさらに誰かが代ってその穴埋めをしてこそ、社会はより早く改善されるのである。社会主義といつても、それは、政府だけの形式ではなく、その国家の中に生きる個人が他人に対して奉仕と友好との精神を持たなければ維持されない。まして現代の混沌とした社会の乱れの中では、それを救うものとして、公共奉仕の精神がなくては、法律だけでは効果を現わすことはできない。

(作家・本会会長)

社会的良心について

日 高 六 郎

社会的良心という言葉は、むずかしい概念だ
 と思います。私は、そうした言葉をうまく解説
 できるとは思わないし、もともとあまり解説的
 な文章を書くことはありません。敗戦
 直後には、民主主義とはなにか、などというこ
 とを解説する啓蒙的哲学者の仕事がそれなりの
 意味を持っていたと思いますが、もうそのよう
 な時期は過ぎたと思います。しかし今日は、思
 いきって、できるだけ解説的に社会的良心につ
 いて書いてみます。ただし、それは私の解説で
 あって、他の方々の解説とは少しちがうかもわ
 かりません。ちがう点があれば、そこをきっか
 けにして、また議論はすすむでしょう。つま
 り、私の解説的文章も、ただのお説教ではなく
 て、もう少し発展的な意味を持つことができる
 ことになるでしょう。
 社会的良心という言葉はさておき、社会とい

う言葉、良心という言葉をまず考えましょう。
 社会という言葉を考えてとき、国家とか、家
 族とか、部落とかと区別して考えることから出
 発したほうがよいと思います。お国のためと言
 えば、赤紙一枚で飛びだしていく。家族のため
 と言えば、身をこにしてでも働く。部落のだれ
 かを村会議員に出そうと言えば、選挙違反もや
 りかねない。そうした考えかたが支配している
 ところには、ほんものの社会は成立しないと考
 えるべきだと思います。
 事実日本には、「社会」がなかったのです。
 主権が国民にない国家、戸主が大きな権限をも
 つ家、ボスが力をふるう部落。そうしたものは
 ほんものの社会とは言えません。福沢諭吉は、
 日本には政府があつて人民がないと言いました
 が、自由平等、自主独立の人民があつたて自
 分の手できつくりあげてこそほんものの社会はそ

だつのです。そこでは万人はみな独立の人格を
 みとめられ、自分たちの意志でグループや組織
 が作られ、自分たちの手で自分たちがしたがう
 規則や法律がつくられていきます。

独立の人格がみとめられるということは、各
 人の良心がみとめられることです。だから、論
 理的には、良心なくして社会なし、社会なくし
 て良心なしであつて、社会的良心の「社会」と
 「良心」とは密接不可分のものだということに
 なります。

しかし、国家とか、部落とか、家族とか、そ
 うしたものと区別して社会を考える、というこ
 とになると、その社会というのは、たいへん抽
 象的なものではないか、という意見が出ると思
 います。まさにそのとおりなので、率直にいえ
 ば、私たち日本人は、抽象的なものを大切にす
 る精神があまりにうすい、というところに弱点
 があると言えないでしょうか。

たとえば、電車のなかで、よっぱらいがあば
 れている。もしよっぱらいが、自分の子どもに
 危害を加えようとすれば、父親たるもの、だれ
 でも力をふるってでもわが子を守るでしょう。
 しかし、他人が暴行をうけているのであれば、
 君子危きに近よらず、見て見ないふりをしてい
 ます。たとえば、上級学校へ子どもをいれよう
 とする母親が、ときにはあまり感心できない手
 段を使つてでも、とびまわる。しかし、高等学
 校を増設して、わが子も他人の子も、ともども
 に進学できるような道をひらく、という運動に

はそっぽを向いています。しかし、そうした母親も、ときには反省することもあると思います。そのとき、その母親の良心は、「自分の子どもだけ」と考えるのではなく、「子どもはみな平等。自分の子だけを金の力をかりてでも、どうこうしようとするとははずかしい」という考えに目ざめるのです。ところで、「自分の子どもだけは」という考えより、「子どもはみな平等」という考えのほうが、ずっと抽象的です。その抽象的な正義感を大切にすることが、社会的なものの考え方、良心的なものの感じ方、だと思っています。

さて、社会的良心について考えてみましょう。いま正義感という言葉を使いましたが、社会的正義感と社会的良心とは、同じでしょうか、ちがうでしょうか。社会的良心は、社会的正義感なしには考えられませんが、社会的良心にはさらに自分自身をきびしく問いただす姿勢がふくまれていると思います。私たちの周囲には、多くの不正や、いわれのない差別や、本人の責任にすることのできない貧困や、そうしたものが山積しています。それにたいして、「けしからん」とか「気の毒だ」とか思うのは社会的正義感です。そのように感じると同時に、そう思いながら、それにたいして指一本も動かさないでいる、そういう自分をゆるめないと感じるのが社会的良心だと思います。眼は外に向くと同時に内がわにも向けられます。そこに社会的良心のきびしさがあります。ただ悲憤コウガイするだけではなく、手をこまぬいて傍観して

いる自分自身にたいしても、自己批判の眼がそそがれるのです。

社会的良心は、じつはだれでもが、心の奥深くに持っているものです。正直ものが損をし、不正をにくむものがかえって世の中からはじきだされ、まじめに働しながら生活の苦しさから解放されない。そうした事実を見ると、だれしも、これでいいのだろうかという疑問が起ってきます。そこに社会的良心の芽があります。その芽をどうのばすか。私は一言で言って勇気と連帯が必要だと考えます。その点で一例をあげておきます。

私の友人で、ある大学の先生をしている人がいます。彼の家の近くに小さな空地があるので、そこで夏になると、盆おどりがはじまります。盆おどりには彼も必ずしも反対ではないのですが、しかし、一キロ四方ぐらいもひびきわたるようなラウドスピーカーで、毎夜おそくまで、流行歌や民謡が流されます。みなその騒音にはなやまされていたのです。彼は、そこで考えました。「自分一人ではどの程度のことができるか、ためしてみよう。」

彼はまずボスのところへ交渉に出かけました。最初は大人しく応待していましたが、二度と度と出かけるうちに、ボスはいなおりました。「盆踊りは、若いものがたのしみでやっているのだ。それを私の口からやめるとは言えない。もしどうしてもやめるといふのなら、あなたから若いものたちに話してくれ。いや、あなたの家に若いものをさしむけよう。少し気の荒

いものもいるけれども、まあ、ことは荒だてないように言っておく。しかし、あなたもあまり若いもののたのしみを邪魔しないようにしてはどんなものだね。」「ぼくはたのしみを邪魔しようと言っているのではない。ただ、音をもう少し小さくしてほしいと言っているだけなのだ。若い人たちと話したいから、いつでもよこしてくれ」という一問一答のあと、彼は自宅若い奥さんに注意しておきました。「若いものきたら、一発ぐらいげんこつをくらうかもわからない。しかし、まさかそれ以上のことはすまない。君は出てくるな。ただふすまのかけから人相だけは観察しておけ。」けっきょく若いものたちはあらわれず、スピーカーの音も小さくなったそうです。彼は、もし、それでも言うことを聞かなければ、有志の署名をあつめて、今度はグループで交渉するつもりだったと言っています。

一人でやれることは一人でやる。もし、どうしても一人でできないことは、同じ考えのものがあつまってやる。単純なことですが、しかし、もっと大きな社会的な不正、政治的な汚濁にたいしても、私たちがとるべき方法は同じだと思います。社会的良心をかたく持ちつづけること、そして、勇気と連帯を武器として、それに立ちむかうことです。

社会的良心と婦人の役わりについて<座談会>

第15回婦人週間のテーマをめぐって

出席者(五十音順)

東京大学助教授

岡部 慶三

東京教育大学教授

唐沢 富太郎

評論家

渡辺 華子

(司会)

労働省婦人課長

高橋 展子

高橋 婦人週間は今年で十五回目を数えますが、この週間の一番の狙いはもちろん、婦人の地位向上という事でございませうが、キャンペーンとして展開するために、毎年特別のテーマを掲げて、それを中心に呼びかけてゆく、というやり方で行なっているのをごさいます。

そのテーマを掲

げます場合、その年における時代的背景、婦人問題の焦点というようないつもの一応ふまえてテーマを考えてきているつもりでございます。十五回も数えますには、日本社会の時代的な変化を反映して、テーマにもずいぶん変遷が見られますが、今はそれを省き一応今回のテーマについて、私どもの考え方を説明させていただきます。

この数年来、私も婦人週間のテーマとして、「変動する社会における婦人の役割」という問題意識をもって取上げてまいりました。その前の一時期には、むしろ婦人自身の問題ということが大きな領域でしたが、数年この方、むしろ、婦人が日本社会の現在の問題に働きかけ、何をする事ができるか——婦人の役わりは何か、という角度から取上げております。一昨年は「次の世代の成長に貢献する」というテーマを出しましたが、そのテーマを解説した資料の中に、「新しい自由と秩序」という言葉が出ております。その関連で昨年は「生活に新しい秩序を育てる」というテーマを出してありますが、本年は、その新しい秩序を育ててゆくことに関連する一つの問題として、「社会的良心」ということをテーマの中心として捉えたわけでございませう。もちろん、先ほど申し上げたように、私どもの追求するものは婦人の役割ですから、この場合も

社会的良心を婦人が生かし、かつ育てていくということ、呼びかけるという態度になるわけでございませう。それを表現しましたのが実施要綱(本誌一四ページ参照)のテーマです。これは私どもの考えておりますことを、なるべく正確に表現しようというので、文章としては大変ぎこちないものになりましたが、ここで「婦人が社会的良心を生かし育てる」という言葉を使いましたのは、すでに芽生えがあって、それを育てていく、というようなつもりでございませう。この「生かし育てる」ということが、婦人の役割であるかと思うのでございませう。

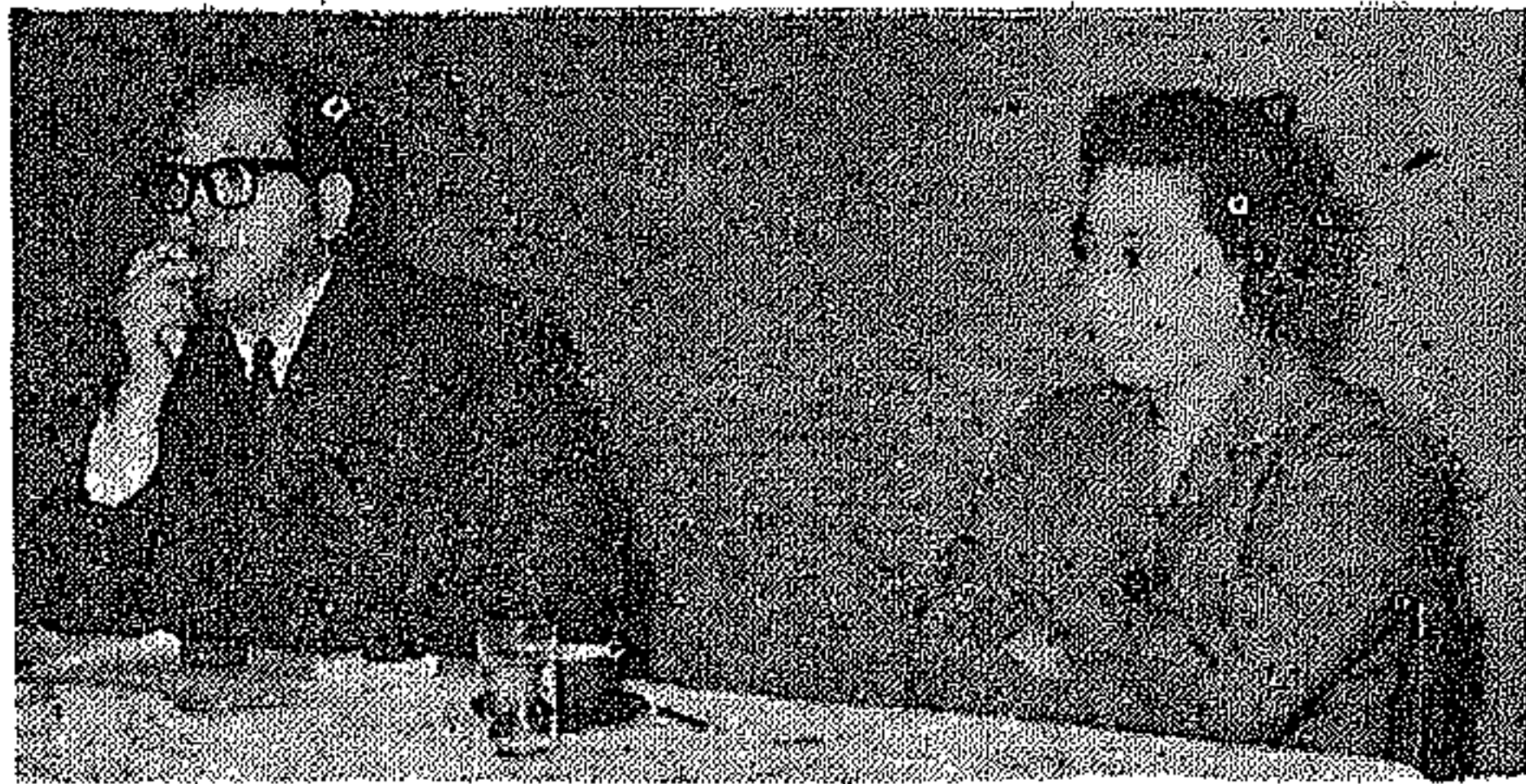
スローガンのほうは、これはキャッチフレーズですから、なるべく短く、それに言葉のひびきを考えまして、「みんなの社会的良心が住みよいあすを築く」といたしました。この場合、「みんな」というのは、もちろん婦人だけでなく、みんな、なのです。また、「住みよい」という言葉で、コミュニティという意味を入れたつもりでございませう。また、「よき社会生活」と言ってもよいのですが、社会という言葉が重なりませうので、スローガンのほうでは、「あす」という言葉を使ったわけでございませう。運動の重点としては、当然のことですが、社会的良心について認識を深めるといふことと、婦人のいろいろな役割を通して、社会的良心を育てるよう努力するということと、二つ大きな項目をあげ

てありますが、さらにその中でいくつかあげてある小さい項目は、定義ということではなくて、特に運動を展開していく上に、啓蒙活動としては、こういうことに重点をおいていきたいというわけでございませう。

私も今年、社会的良心という問題を取上げましたことの問題意識をいたしましては、先ほど申し上げましたように「秩序」ということとのかきであると同時に、日本の社会にいまそれが求められているのではないかと考えています。一つには歴史的に言いますと、クラシックな意味のシチズンシップというものが、日本では十分発達してはいないのではないかと、それから、それからまた、プライバシーの尊重というようなくとも、現在ではかなり進展を見せていると思いますが、それがかえって新しい意味の家庭中心主義のようなものを生み出している、社会から目をそらそうというか、逃避する、というか、そういうような傾向がないでもない。最近、新聞の投書などで見られる婦人の意識も、ひとりの、非常に社会を憂えたりすることよりは、身近な楽しみ、身近な平和、ささやかなしあわせを求めるといふような風潮、いわゆる大衆社会化現象も出てきているように思うわけでございませう。もう一つは、最近の社会のめまぐるしい変動というか、技術革新を軸にして、大きな変革が起こってきて、非常に新たな問

題が発生し、それに伴う混乱やアンバランスが起きてきています。これは日本の国内だけの問題ではなく世界的な問題だと思いますが、そういう中で、その混乱とかアンバランスとか無秩序とかいうものを整理整頓する必要はある。昨年のテーマは、そこまでいったわけですが、その際に一つの社会的な倫理性というものがないと、整理整頓のしようがないんじゃないか。そういう問題意識をもちまして、今年はこのテーマを出したのでございます。しかし、私どもの考え方は多分にムード的なもので、先生方の御専門の立場から十分掘り下げていただきまして、運動を進めていく上の参考にさせていただきますというのが、今日の座談会の趣旨でございます。

唐沢先生には教育学の立場から、渡辺先生には社会福祉・労働などの面から、また特にヨーロッパ社会で生活された御経験から、岡部先生には社会心理学の立場から、ご意見を伺いたいと思います。



唐沢 実施要綱を拝見しまして、運動の重点なんか、非常によくできていて、時宜に適したものだと思います。

岡部 問題がどこにあるのかということとがピンと来なかったもので、いろいろ伺いたいと思いますが、今、定義を少し固めたいというお話がありましたね。私も

それは疑問点の一つなのです。社会的良心というからには、個人的良心とか、さらに国家的良心とか、いろいろバラエティがあって、その中の社会的良心というものを特に限定することがあるものなのか、それとも良心は一つであるが、いろいろな場面で、違った形で現われる。そこで今回は、その社会的場面での良心の働き、原理というものを考えてみようということなのか、その点、どうなんでしょう。

最後に、婦人の役割として何ができるか、というように何を伺いたいと思います。私の説明の足りない点がございましたら始めに御質問いただきたいと思います。

唐沢 私どもが使いました気持といいますか、考え方は、いわゆるソーシャルコシアンス——通常に使われている英語の言葉ですが、その日本語というくらのことでございます。平たく言いますと、社会生活の中で、たとえば不正とか非行が行なわれている場合に、それを許せない、あるいはそれと闘う、あるいは積極的に公共の福祉を進めるように努力する、あるいはそれだけの力はないけれども、少なくとも社会悪の存在に心が痛むとか、そういう社会生活における広い意味の悪に対しての個人の反応ということを考えていたのです。

渡辺 私もやっぱり、個人的良心と社会的良心との関係を考えてのですが、婦人少年局の、婦人の社会的地位を高めるという一つの使命感の上から、社会的良心を中心にテーマを考えられた。ふだん一般の婦人に接して、具体的に自分もっている個人的良心と社会的良心の板ば

一応私として、お聞きしたいと思えますことは、まず社会的良心の定義について、もう少しはっきりさせたい、それから、社会的良心というものが現在日本の社会にどのような形で存在し、どういうふうに着てられているかというような状態、それからまた、社会的良心を具体的に生かし育てる時には、当然ビジョンというものが必要だと思えますが、そのビジョンに普遍性が求められるかどうか、

高橋 私どもが使いました気持といいますか、考え方は、いわゆるソーシャルコシアンス——通常に使われている英語の言葉ですが、その日本語というくらのことでございます。平たく言いますと、社会生活の中で、たとえば不正とか非行が行なわれている場合に、それを許せない、あるいはそれと闘う、あるいは積極的に公共の福祉を進めるように努力する、あるいはそれだけの力はないけれども、少なくとも社会悪の存在に心が痛むとか、そういう社会生活における広い意味の悪に対しての個人の反応ということを考えていたのです。

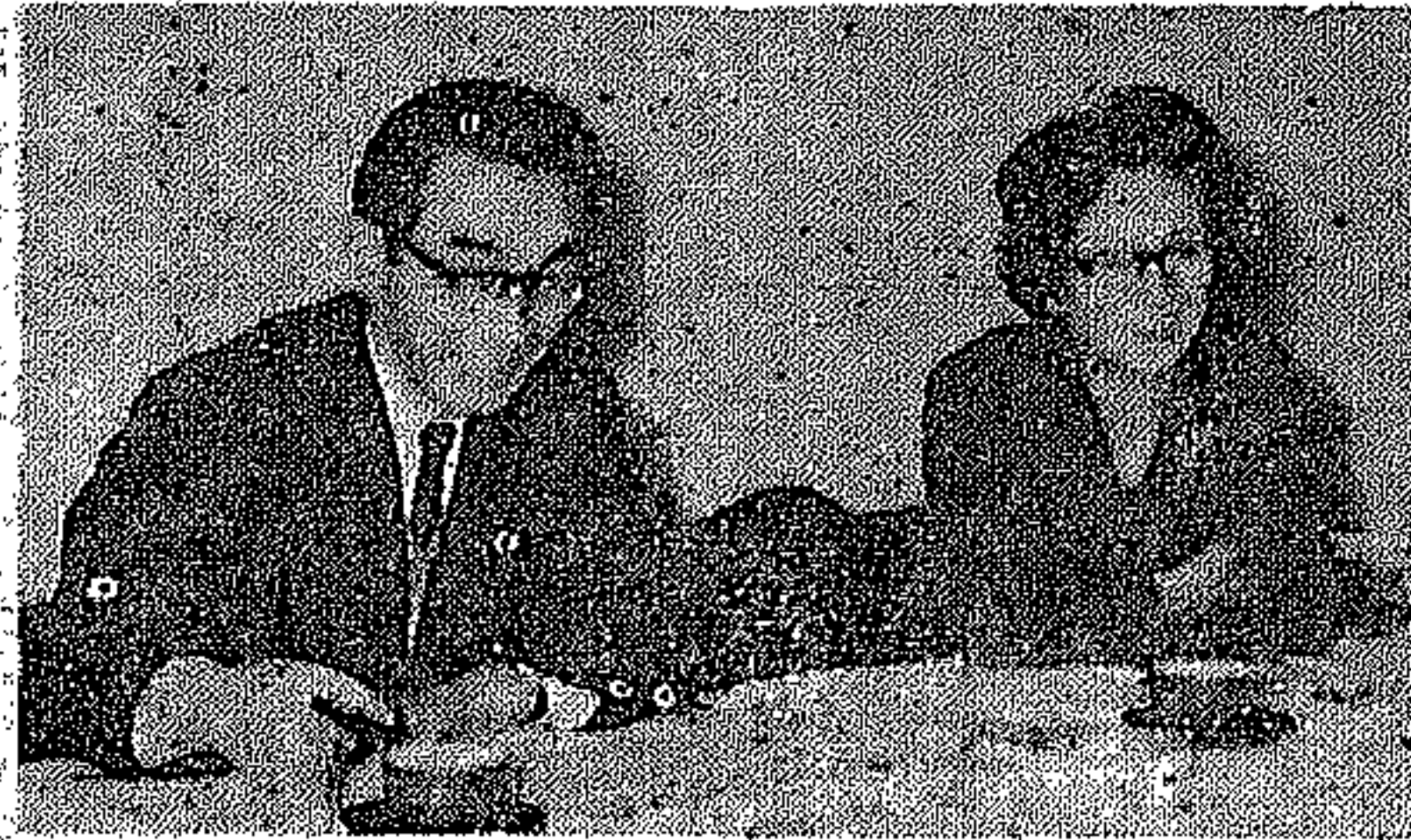
岡部 私も最初は、公共心というふうに理解したのですが、それに関連して、そこに使われている「公」という字が、日本でどういうふうに使われてきたかということを考えてみたのです。たとえば、明治の初め「万機公論に決すべし」というときの「公」はいわゆるパブリックという意味だと思ふのですが、それから二十年もしないうちに「義勇公ニ奉ジ」

それは疑問点の一つなのです。社会的良心というからには、個人的良心とか、さらに国家的良心とか、いろいろバラエティがあって、その中の社会的良心というものを特に限定することがあるものなのか、それとも良心は一つであるが、いろいろな場面で、違った形で現われる。そこで今回は、その社会的場面での良心の働き、原理というものを考えてみようということなのか、その点、どうなんでしょう。

高橋 私どもが使いました気持といいますか、考え方は、いわゆるソーシャルコシアンス——通常に使われている英語の言葉ですが、その日本語というくらのことでございます。平たく言いますと、社会生活の中で、たとえば不正とか非行が行なわれている場合に、それを許せない、あるいはそれと闘う、あるいは積極的に公共の福祉を進めるように努力する、あるいはそれだけの力はないけれども、少なくとも社会悪の存在に心が痛むとか、そういう社会生活における広い意味の悪に対しての個人の反応ということを考えていたのです。

高橋 もちろん、それが一番大きいと思います。

ということが出てきた。あの「公」はパブリックとはニュアンスがちがう。「国家」というニュアンスが強くなってきたように思います。それから戦争中には、「滅私奉公」、これも「国家」というニュアンスが強い、というより国家そのものではないかと思うのです。そういう形で公という観念が日本で伝えられてきたとしますと、今、公共心という言葉を使うとき、その「公」という字の意味は、国家という観念とは全然ちがった文脈で使わなければならないわけです。では、なぜもう一度新しく「公」というものを考え直そうということになったかというのを考えてみますと、戦後「滅私奉公」の一種のアンチテーゼとして、個人の解放ということが出てきた。ところが、その解放が、個人のエゴイズムという方向に傾きますと、再び「公」という観念がそれをチェックする。つまり、またアンチテーゼという形で出てきているのではないかと想像するのです。マスコミの公共に関する論議を考えてみてもやはり微妙にひっかかってまい



高橋氏 岡部氏

りますのが、言論の自由、表現の自由との抵触の問題です。社会的良心を尊重しようということが、個人の解放のアンチテーゼとして出てきた場合、これを否定する形でいくと、また問題が起ってくるのではないか。すると、個人の解放を否定しない、公共的良心というのはいったいどういうことなのか、ということを考えてみたいと思うのです。

高橋 個人の解放の発展的な形としての社会的良心というふうに考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺 私もう考えたので、個人の人權を尊重して、それを認めつつ他の人権を認める社会というものを進めていく、社会の全体との調和や秩序を求めるといふふうに考えております。ですから、できあがったものと考ええるより、公共の福祉を求めていくというプロセス、それが社会的良心を生かして育てていくことだと考えております。

岡部 求めて行く過程、個人が自己表現をしていく過程というものは、本来ならば、競合しあうよりも、社会的にコオデ

ィネートして発展していくべきだというのが原理的にはおそらく正しいと考えます。しかし、ヨーロッパでは現在、コオディネートしているかもしれないが、そこにいくまでにはずいぶん摩擦があったのでしょね。

渡辺 それは、こうでもない、ああでもないというやり方でやってきて、あちらの人たちは自分たちでつくっていくという意識が強いから、自分の自主性において、ためし、ためし、求めていくという格好ではないかと思えます。

唐沢 歴史的に考えた場合に、厳密に言って、日本の社会を考えてみますと、戦前は、家庭と国家という線が強く出ていて、その間にある近代市民社会という自覚が乏しくて、いわば近代市民社会という観念はなかったのだと言われている。女性の理想像としても山内一豊の妻を良妻賢母の典型みたいに考えたり、水兵の母、一太郎や一いのような軍国之母とか妻とかいうふうに、縦のつながり、すべてが国家にしばられて評価され、近代的社会のイメージというものの自覚、発展がなくて終戦になったのだと思います。それでこんどは、その近代市民社会を形成していく、特に人間尊重とそれに基く共同体の倫理を問題にしなければならぬ。そういうことだと思えます。

岡部 私は、ムード的な言い方ですが「無責任時代」ということの裏返しのようなものもあるんじゃないかと思うんですが、

すが。

高橋 私ども最初、社会的良心ということの定義として、「公共の福祉の増進を志向して努力しようとする心の動き」ということを言っておりましたが、公共の福祉という既成概念が日本にありまして、それは公共の中には自分が入っていない、それは一段上のもの、というよりなニュアンスがどうも抜けない。それは、市民社会が形成されていないという問題と結びつくのではないかと、いうことで、その定義はひっこめたのですが。

渡辺 平たく言えば、自分を含めて、みんなのために、ということだと思えますが、そうはいきり切れないでしょうか。

高橋 それを言い切れないところに日本のつらいところがあるんじゃないか。つまり「公共の福祉」のために何らかの努力を、という気持が社会的良心にあると言った場合に、誤解が起るかどうか。

渡辺 私は、誤解が起るところが日本の特色だと思います。たとえば与野党の立場の問題で、与野党の立場なら、官庁が国民の福祉を考えたりすることで矛盾を感じないが、野党なら矛盾を感じるといふ気持をもっている人が多いと思えます。婦人会などを回ってみますと、それがよいことでも、今の政府のやることにあまり加勢すると、自分の望む野党の天下が来ないといったところに、自分の個人的良心との矛盾を感じている人が多いのです。そこまで突っこんで、やはり問

題を分析してあげないと、親切でないという気がするんです。

高橋 私どもとしては、啓蒙活動でございまして、社会的良心という言葉は日本ではあまり見かけないし、その概念自体もあまり普及しておりませんので、この週間を機会に、そういうものを印象付けることができればよいと思います。言葉としてはむずかしくなく、ムード的にはわかりやすい。それこそ、無責任時代の反対だな、という感じを受けていただければよいと思います。

誤解は少ないと思いますが、念のためあちこち調べましたら、「モーレス」(注、「習俗」)の訳として社会的良心と訳してあるのがありました。つまり、一つの特定の集団の規律とか、ノルムを指して言っているのです。そういうことから押して、社会的良心ということ、特に非常にコミュニティの圧力の強いところでは、コミュニティの規律に従うことが社会的良心ととられるおそれがあるのではないかという心配があるのですが。

岡部 その点、たとえば漁村なんかに行きますと、生産様式に共同体的な色彩を非常に強く残していますので、その集団の内部だけで通用する行為の見本みたいなものがある。これは、はっきりしたもので、それに準ずる限りにおいては、良心に誠実にふるまっていると認められるような、行為のパターンが出てきています。つまり、ややもすると集団のエゴイ

ズムとなりがねないような、そこだけで通用するノルムもあるわけですね。

渡辺 社会的という言葉からは、今、岡部先生が心配なさったようなこともあまりないのではないのでしょうか。

唐沢 社会的という言葉の中には、閉ざれた社会に対して開かれた社会ということが本質的に入っていると思います。いまのご心配はそういうふうにとればよいのではないのですが、一応心配なのではないか。それは要綱の運動の重点のところを読めば、よくわかると思います。

岡部 たとえば団地などを調査しますと、団地内部にだけ通用する一つの基準があつて、団地以外になかなか溶け込まない。また、学生の運動部などにも集団の規範があつてしっかり固まっている。そういう場合には良心という言葉はふさわしくありませんが、たとえば汽車などに乗ると、あるグループだけが固まって、それ以外の乗客のことは考えない。

高橋 私どもとしては、むしろそういう特定のグループのものではないもの、と言いたいのが主眼なのですが。

唐沢 私はそういう心配はないと思いますよ。始めはちょっと疑問だったけれど、運動の要点の小さい項目をみましてこの意味が非常にはっきりしたので。

◇日本での社会的良心の状態は

その診断

高橋 それでは、社会的良心という言葉

集の定義にあまり疑念はないということ

で、次の問題に進みたいと思います。日本の社会で、社会的良心なるものはどういう発育状態にあるか、ということ、いろいろな面からお聞きしたいと思ひます。大体、良心という言葉自体が日本語として使われたのは明治以後のようですが、そのことは、日本にそういう概念がなかったことを意味するの、あるいは、良心という言葉はなくても、習俗の中に隣人愛のようなものがあつたのか、多少歴史的なものも含めて、日本の社会における良心の育ち方合というふうなことをうかがいたいと思います。

唐沢 社会的良心の中で非常に重要な要素は「自由」ということを、どういうふうにかえるかということ、これは相対的な意味をもっていると思います。リバティとかフリーダムとかいう言葉が明治初年、日本に入ってきて「自由」と訳され、概念としても入ってきたわけです。私、ヨーロッパやアメリカなど十

六か国を回って見て感じたことは、というより、向こうの人にはさんざん言われたことは、戦後の日本人は自由をはき違えている、自由は必ず責任を伴っている、他人に迷惑をかけるということと密接に結びついている、このことを日本に帰ったら必ず伝えてください、ということでした。戦後の日本で、自由というものが、自分勝手とはき違えられているというところから、今日、相当混乱があるの

じゃないでしょうか。

日本の場合、血縁的なものに束縛された要素が非常に強いと思いますが、欧米の場合には本質的にキリスト教が社会一般を支配しておりまして、いわば、すべての人間は神のものである、絶対者の前に平等である。父親も母親もまた、息子も娘も神の子供であるという基本線がありまして、したがって、個人の人格を尊重する。自分の子供なら煮ても焼いてもかまわないというようなことは全然違つたものです。いわば、社会的な横のつながりが基本線としてもとできています。ところが日本では、戦前は明治天皇、二宮金次郎というような縦の線が非常に強く出ていた。家庭で言えば、父と子供というような縦の線が強く出てきて、横の線があまり出てこない。こういう状態のところに、戦後急激に自主的なものに根ざした近代的結合というものが入ってきたのだと思います。

渡辺 すべての個人が一人神によって媒介されるところに、人間同士を相対的に客観的に見ると一つ一つのひっかかりができるのです。そこがなくて縦のつながりだけだと、人間同士が直接関係して、良心対良心のうまくいっている場合にはいいが、合わない場合には、どっちかが服従するとか、強制するとかいうふうなぶつつかう形が出やすいのではないかと思います。

岡部 結局、ヨーロッパ的な良心とい

うのは、神に対する良心というニュアンスが強いわけでしょう。日本にはそういうものがないから、良心という言葉は非常に上下の具体的な関係の中に還元されやすい。

唐沢 誰が見ていなくても、結局神が見ている。絶対に神と自分との対決において、神に恥じない行為をしなければならぬ。法にふれてつかまるからやらない、というのではなく、もう一歩越えて、神に向かっても言い開きが立つ。そういうようなことを、あちらでよく聞かされて、心を打たれたのですが、欧米では、そういう要素が社会の道徳の中に基盤としてありまして、そこに隣人愛とか、共同体の中に、ずっと流れてきている精神があるのだと思います。

高橋 そういう伝統的に支えられた社会的良心というものは、これは絶対的にヨーロッパ社会には根強いと思いますが、そのほかに社会の構造的要因というものも考えられるのではないのでしょうか。たとえばイギリスなど非常に早く産業革命が行なわれて、それに伴う社会悪というものが露呈されてきた。また同時に、人口の大部分が産業労働者という形になって、お互いの社会的結合ということをお互いと好まざるを問わず、生活の中で感じないわけにはいかない。特に二十世紀に入ってから、経済恐慌などを経験して、あるいは第二次大戦を経て共同の脅威にさらされるとか、そういう非常にプ

ラクチカルな面から、連帯感、社会的良心というものが育ってきた。イギリス人というか、アングロサクソンのプラクティカルな生活の知恵がそこに織り込まれていっているように思われます。そういう点を考えれば、日本でも社会的良心の発達是不可能的ではないのか。宗教ということになる、クリスチャニティーが、そう急速に、根強く、日本に浸透するという可能性は考えられない。ですから、クリスチャニティーがなければだめだというのは全然お話になりませんので、ほかのエレメントを探してゆきたいと思うのです。

渡辺 クリスチャニティーが社会機構の中に取入れられているということは非常に大事なことです。私は、日本人の心の中にも、クリスチャニティーが求めているような、良心を求めるといふ心は本能的にあるのではないかと思うのです。歴史的にもあったし、今でもある。仏教にももちろんありますし、ユダヤ教などの時代にも、生まれながら天道様の前に正直であるという素朴な気持があった。こういう倫理的なものは宗教以前にもあったでしょうし、宗教的なものは、キリスト教に限らず大事にしなければならぬと思います。それからもう一つ、キリスト教社会の中で育ってきた人類普遍の原理とか人権というものを、日本の機構の中に取入れられる部分も多いのではないかと思います。

高橋 岡部先生、日本人の気質といいますが、心理といいますが、そういう中で、クリスチャニティーの問題と関連するんですが、要するに現実的な利害を超えて、抽象的なものに対して、ディボット（献身）するということは、どうなんですか。

岡部 内容的なものはよくわかりませんが、いわゆる武士道というものなども、形式的にはそういうものだと思います。今はそういう目標がなくなったのではなく、ディボットしていかどうかわからないという状態なので、新興宗教的なものにすがったりするんじゃないでしょうか。

高橋 ディボットする対象が時々狂うとか、あるいは狂わせる態勢があつて、折角超自然的なものにディボットしようとする気持をへんな方にもつていかれてしまうということもありましたね。

渡辺 その対象が、たとえば未亡人とか労働者の団体を作るにしても、よその国もやっているから私たちの国もやる、というように、安易に当てはめようとするところに、自由とか、良心とか、責任感とかいうものが伴わないということがでてくるのだと思います。生みの苦しみをしないで、パターンがあるものものところについていこうとする……。

高橋 そういうことは、すべてのものについて言えるのでしょうかね。

唐沢 明治以後日本は、イギリスやフ

ランス、ドイツなど先進国をお手本にして、それぞれのよいところをとって急速に進歩を遂げたのですが、どうしてもそこに、脆弱性、一面性が出てくると思います。今、それをいかにしてためて、いものにしていくかという課題があるのではないのでしょうか。これだけ急速な進歩を遂げたのですから、そういうひずみは直していけばいいので、そう悲観することはないでしょう。いろいろ反省はあると思いますけれども。

岡部 良心の発育状態ですけれども、学生なんかと話していて、「良心に誓ってこうすることを約束する」とか言う学生は笑い出すことがあります。「良心」という言葉はわれわれのヴォキャビュラリにはない、そんなことにこだわっている人間がおかしい、というように言うのです。なぜそんな考え方をするかというと、個人の無力感がかなり強いからだという感じがします。良心というのは内面的にもつていても、そんなものは意味がない。社会はとてつもなく巨大だ、だから個人の良心を原理として行動するかわりに、共同の権利を要求しようとか、あるいは社会にうまく適応しようと言うのです。

唐沢 それは非常に感じますね。明治時代の人は全く逆に考えて、個人が社会を動かすと考えたが、戦後は、教育の方から言いますと、社会科ができて、社会を分析して客観的に把握するようになった

た。ところがこんどは、人間自身をみつめて、人間の肉面的なものを深め進めていく点に片手落ちがあった。このことは反省する必要があると思います。

岡部 そういう意味では適応の技術が非常に優れてくるのですね。学生の年齢にはちょっとふさわしくない、おとなびた知恵をもっていると感じることもあります。しかし、昔風の考え方をすると、ちょっとした足りない。

高橋 サラリーマンなどの、小ぎれいな家庭をつくってというような、小さな幸福とも結びつきますね。

唐沢 学生も、小市民として安楽な生活を望む気持ちが強くなっていますね。

岡部 欧米は先進国だということはそのとおりだと思いますが、個人対社会の関係では、バランスが一方に傾いてしまっている意味では、近頃のアメリカの大衆社会にも同じような悩みが起きているんじゃないでしょうか。

高橋 アメリカでは今、大衆社会化ということが非常に問題になっているといわれておりますが、唐沢先生、最近むこうをお回りになってみて、実際にはどんなお感じでしたか。

唐沢 むこうではたとえば、二十五、六歳でもさっさと教授に抜てきするといふように、社会の人材の採用の仕方が、日本と違いますので、社会の機構全体が能力でいくらかでも適材適所につけるような、ダイナミックな感じですね。だから

みんな相当張りきって、実力を養成しようとするように見受けられますね。それから、アメリカの婦人団体の勢いのいいのにはおどろいたですね。私、お医者さんの家に泊めてもらいましたが、婦人団体でプランを立ててあちこち引きずり回してくれましたが、日本の婦人団体よりはるかに大きな働きをしておりますし、その根本に、オープンハーテッドというものがあると思います。日本の女性のようにはお互が遠慮してやるというのでなくて、お互に自分の長所を生かして協力して積極的にやっていくという意気が非常に見られ、ずいぶん教えられました。

高橋 ところで、日本では、どういふ点が社会的良心の發育不良なのでしょう。岡部 無力感とか連帯性の欠如とかいうことが、社会的良心というものの形成を阻害する一番大きな条件ではないかと感じているのですが、では、その連帯意識をどうして開發するかということになりますと、いろいろな問題があると思います。生産様式がかわり、社会機構が変わってきますと、昔ながらの連帯感を今さら回復しようとしても実質的には無理です。現在において回復する手段があるとするれば、一つにはコミュニケーションですね。いろいろな人間と理解しあうという点では、しばしばコミュニケーションが断絶するといいますが、通じないところがあるんですね。言葉が違ふ以上にな

にか意思が疎通しないということ強く実感することが多いのです。この問題については、いろいろ条件はありましようが、一つには、マスコミがコミュニケーションとしての役割を十分に果たしていない、異なったヴァリエーションをもった人や異なった集団相互の連係は、マスコミに頼る以外にないのに、そのマスコミが、そういうものを十分に反映していないのではないかとこのことを感ずるのです。

渡辺 私が婦人団体で感じることとは、日本は西歐に比べて義務教育が普及しているから頭では理解しているが、實際行動に移すということが一番わかっていないように思います。たとえば、選挙のときに、自分は看護婦で看護婦の団体に属している。同時に自分は労働者だから労働組合にも属している。そのとき、看護婦の団体からも労働組合からも地域に候補者が立っている。そして両方の団体からこの人に入れてくれと言われて、どうしてよいか板ばさみになって非常に苦しんでいる。自分たちが組織をつくることや、組織の中から代表を出すというような理論はわかっているが、今のようない体的なことになるとわからない。そのときに、もう一度自分という個人にかえって、自分は今いろいろな組織に入っているが、自分の生活を分析してみても、今一番自分が強調したい組織の候補者に投票する。こういうことが實際にぶつかるとわからなくなる。自分の個人的良心を社会的に結びつける方法がわからないという点の一つ。もう一つは、例をあげますと、私、労働組合を回って感じてみると、労働組合を回ると、労働者が自分たちの労働条件が悪いということと、使用者と交渉するために争議に入る。そうすると自分たちの勤務時間なんかめっちゃめっちゃになってしまう。すると、労働組合の書記局に雇われて働いている人は勤務時間が終っても帰れない。そういう時、超勤手当を要求したとすると、労働組合の人が、今はスト中だからそんなことは言っていられないという。こういうことはいったいどうなのかという質問がよく出ます。こういうときに普通の秩序を求めるといふか、横のつながりを求めるといふか、横のつながりを求めるといううら、自分たちの使う人たちが労働条件に対して要求した場合にも、自分たちが企業主と闘う場合と同じような理解をもつことは、社会的良心があれば当然だと思うんです。それが實際にぶつくと、昔ながらの縦の系列の個人の中にかえってしまうということですね。

ですから、その具体例の中の教育と言いますか、自分をまわりの人の立場に置きかえてみる、そして、たえず良心を試してみることがもっとなされなければならぬと痛切に感ずるわけです。

高橋 最近、献血運動というのがあちこちで行なわれていますね。ああいうことは、まさに社会的良心の働きたと思ふのです。日本にもそういう芽生えはある

が、ただそのルートがあまり確立していない。特に婦人は戦後、教育程度も高くなり、子供の数は少ない。エネルギーに満ちた婦人がそれをどこに向けて発揮しているかわからないという面もあるのじゃないか。そういう意味で私も今、いったい婦人がどの程度ボランティアなツシアルサービスに参加しているか、調査を実施中ですが、そのルートが伝統的にあまりできていないのではないかと思います。有名なビバレッジはボランティア・アクション」という本の中で、国の行なう社会保障と民間のボランティア・サービスとは車の両輪のようなものであるべきなのに、イギリス人口の僅か三分の一しか民間のソーシャルサービスに参加していないということを書いてあります。私もこの今度の調査の結果、どういう数字が出てくるかわかりませんが、英国などでは、そういう善意をもって参加しようと思えば参加できる場所がたくさんあります。それが日本に欠けているとすれば、だれがつくっていいかということなんです。

渡辺 私はその方の仕事をしていますので、むしろ場はあります。けれども、それがまた、無秩序なんです。施設はどこでやっているかわからない。施設によつては、人が来すぎて、収容されている人は、きょうは誰も来てくれないで、一日休みたい、というようなことが出てきています。そうかと思うと、全然サー

ビスのないところもあるという工合です。

それからボランティア・サービスとは意識してなくても、農村なんかで、国で造った消防隊などがないところで、自分たちでやっているところがありますし、こんどの雪害対策などでは小学校の子供もやっています。しかし、そういうものが整理されていないことが、むしろ問題だと思っています。

高橋 いまの雪害などは、自己防衛的な面もありますね。ですから、それを視野を広げていって、自分の家は向こうの人の火事とつながるということになればボランティアなものに発展していくのじゃないでしょうか。

渡辺 西欧の場合、歴史が長いから、積み上げができていくという点はたしかに違いますが、日本の場合、良心の現われ方に欠陥がある。というのは、困っている人のこととか、血液のこととか、良心的に自分も反応を示そうという良心はあるが、それが発作的で、組織化されない。組織化されないと社会的意味を持ってこない。その場限りのものではだめだということがわかっていないように思われるのです。盲人に対する点字サービスなども、応募者はものすごく多いが、百人始めたとして一年後には一人くらいしか残らない。婦人たちが習いたいと言っても、それでは講師を派遣しても、結果的に無駄になることになるから、講師

を出せなくなるわけです。

岡部 困った人に同情する気持は誰にでもあると思いますが、また、いまの話のように、発作的にあつたり、そういう気持を通すチャネルが完備されていないということもありましようが、それをもう一つおさえるムードというものが日本にはあるのじゃないか。だから実行するのには多少勇気がいると思うんです。

子供のころ、電車などでお年寄りに席を譲ろうと思うが、ちょっと恥ずかしい。そういう気持の抵抗がある。そういう抵抗を感じさせるようなものが、全般にあるのじゃないでしょうか。芸能人なんかでも、向こうの人が日本に来ると、すぐチャリティ・ショーをやる。日本人がそういうことをすると、売名という陰口をきく。

唐沢 戦後の教育を受けた子供は、ぼくらの世代と比べると、ずいぶんその点よくなっていると思います。だからその世代がだんだん日本の社会を担うようになれば、ずいぶん変わってくるだろうとその点非常に明るく考えています。高校生の横の関係の助けあいなどはなかなかいいと思います。

岡部 日本において、分相応の暮らしをするとか、女の分際で、というようなことが言われますね。社会的階層制度による身分にふさわしい行動が要請されてそこから逸脱することをチェックされている。だから、たとえば弱い人を助ける

のは上の人のすることだというような、上下の関係で考える習慣が非常に長くあったのじゃないかと考えます。したがって下の人が上の人を助けたり、横の相互の助け合いをしようということには抵抗があるのじゃないかと思っています。

高橋 卑近な例ですが、電車の中で禁煙と書いてあるのに煙草を吸っている人がある。日本では、これを誰も注意できないという状態が多いですね。警官が止めてくれればいいが、自分が止めるのは困る……。

唐沢 そういう場合、欧米なら止めるのが普通ですが、日本だとお返しがある。さっき渡辺さんが言われたように、知ってはいるが実行できないという段階ですね。しかし、日本人の素質は非常に優秀ですから、よくなる可能性は十分あると思いますよ。実践する場合、社会的良心を理想的に具現したような人物——シニバイツァーとかカイチンゲルというような具体的な人物を持ち出すことも一つの方向ではないかと思っています。

渡辺 英国だと、エリザベス・フライとかナイチンゲールとか、今の社会保障の先駆をなしたドクター・バーナードなどがあげられますね。

英国ではボランティア精神、アメリカならフロンティア精神といいますが、この国にもそういう推進力があります。東欧諸国にもそういうものがあるし、社会主義の機構も、一つのビジョンによつ

で水準が上がっていると思います。日本では戦前、特攻精神とか神風精神とかいうものがあつた——これはふちこわす精神ですが、そういうものを、人類普遍的なものを求める精神をつくり出すエネルギーにすれば、よいと思います。

唐沢 日本人は組織をつくる方向がうまくいくと理想的な国になりますよ。

高橋 日本にはシュバイツァーのような、理想像的な人物はないでしょうか。

唐沢 日本人の中からは出しにくいけれども、教科書に出てくる理想的な人物を取上げてほしいと思いますけれど。

高橋 日本の教科書には今、どういう理想像が選ばれているのでしょうか。

唐沢 戦後の理想像は弱いのです。二宮金次郎教育から福沢諭吉教育へ、ということですね。宮沢賢治、内村鑑三、良寛などが、どんな人物を理想とするかという調査の結果です。これをみても、

現在の理想像はバラバラだということに特徴があります。野口英世あたりに少し多く集まりますが、美空ひばりになったり、長島になったりですね。昔ですと新井白石、女なら紫式部に集中したが、

今は理想像が分立してしまつて、いわば、喪失しているという感じですね。

高橋 考えかたによれば、歌手も野球選手も結構で、価値の多元性という意味では……。

岡部 同感です。

高橋 ただ、その価値体系の中に、い

わゆる社会的良心という面から求められている像の比重があまり少ないのではないかということかもしれませんね。

唐沢 少ないですね。私は四十数か国の中で代表的な人物四百人あまりを選んだのを見ましたが、日本には実業家とか政治家が少くないし社会事業家というのは非常に少ないですね。それが実情です。

いま出すのに都合のいい人が少ない。とくに女性の内助の功が重じられていたから、中で助け外に出ないというわけで、

いっそう知られていないのでしょうか。

渡辺 子供の詩などをみると、親、先生、友達を見るにしても、その中に芽がたくさん出ていると思います。今の英国の社会で社会保障関係の理想像とされて

いる人でも、その人が生きていた時代にはそれほど有名じゃなかった。たとえばエリザベス・フライにしても、その時代には、じみなオルガナイザーとして、むしろ自分を殺すことによって、まわりの

者を生かすというふうな、リーダーシップをもっていた人です。それが後の時代に評価されたのだと思います。そういう意味で、子供の詩の中などに、そういう精神の芽が見えると言いたいのです。

それから、人為的にその世代の理想像を選び出すという方法、たとえばアメリカカンザス州のように、毎年理想的な婦人を投票して選んだり、社会主義国で一介の労働者で、みんなの手本になるような人を社会主義の英雄として表彰したりする

ようなやり方もあると思います。

◆社会的良心のビジョンに普遍性は求められるか

高橋

理想像はいろいろの面のものがあつて結構だということですが、実際問題として、価値が多元的であれば、社会的良心の生かし方、育て方についても、

おのずから非常に多元的な活動が出てくるのではないかと。そういう場合、利害もお互いに違つてきますから、大きな衝突が起こりますね。端的に言えば、すべての政党はみな社会的良心に立っていると

言えますが、そういう場合に、それぞれの間に普遍性というものを求め得るかどうかという疑問が強く起こるのではないのでしょうか。

唐沢 現代の日本では、ヒューマニズムに生きた人という言い方くらいしかできないのではないですが。しかも、社会に奉仕した人……。

高橋 理想像はそういったところでしようが、この週間の全国婦人会議に六十人の女の方が全国から集まつて話し合う時に非常に具体的な話になる。その場合、農村の方たちと都会の団地の主婦の方たちが一緒に話して、各々の社会的良心の生かしかたとして信ずるところが一致しないところがあると思いますが、社会的良心というのは、そういうものを超えて、抽象的にはあり得るというふうに考えるべきなのか、すべてのものに共通な

普遍的なものとして打ち出すことができるものかどうか。

岡部 自己の思うところの社会的良心に誠実なのだと言つるのは結構ですが、他人に対しても同じ原理をもって要求することにもなりかねない。そうすると、おせっかいめいた、出すぎたことが起こるおそれがある。私、普遍性というのは結局、行為の内容じゃなくて、行為の形式の問題、良心の働き方である。だから普遍性を、形式の次元からさらに実質の次元にまでもちこむと、摩擦が起こることになるのじゃないかと思うのです。

はじめに私、個人的良心と社会的良心の問題、あるいは個人の自己主張と公共生活との摩擦の問題を出しましたが、渡辺先生から欧米ではそれがうまくコオデ

イネートした形であるというお話がございましたが、それが理想的な形だと思ひます。しかし、そこに行くまでには摩擦をくり返す。いきなり調和がとれるものだという前提で出発すると、まずいのではないかと思ひます。

もう一つ、そういうクロスプレッシャーに悩む場合、結局は個人の良心だといふお話がございましたが、私もその線

いくつかの一番社会的良心の健全な育成にとって必要ではないかと思ひます。その方がむしろ重要で、あまり公共性ということを強く要求して個人を抑圧するやうなことが仮にありますと、戦前の苦い経験のように、全体のために犠牲になると

いうことが、また出てくるのじゃないか
と思います。一方では、社会的良心の欠
如、目にあまるようなものがありましょ
うが、やはり個人の確立というのがまず
最初になされなければいけないと思うの
です。

渡辺 今のお話に付け加えると、個人
の確立ということ、教育との関係、教
育に人類普遍的なものを求める——普
遍的なものを自分たちで苦勞して求めて
いくということですね。人それぞれによ
って条件は違っても、普遍的なものを求
めていくという態勢は大事に考えていき
たいと思います。

◆婦人は社会的良心を育てるため に何ができるか——その役割

高橋 そこで婦人の役割ということに
なりますが、今までいろいろお話しした
だいたような社会的良心というものを、
日本の社会により深く、より強く育て
いくために、婦人にどんなことができる
でしょうか。一応ここに婦人の立場をあ
げてみますと、子供を育てる立場、主婦
として、あるいは隣人としての立場、そ
れから世論の形成者としての立場などが
あります。そういう立場を通して、特に
こういう点を、ということがありました
ら、伺いたいと思います。

次の世代については、唐沢先生から非
常に見通しはいいことで、それは主
として新教育の賜物であるということ

あったと思いますが、むしろ母親がそれ
をチェックするという立場にあっては困
ると思うのです。

唐沢 それではやっぱり話し合いとい
いますか、子供の意見を素直に取入れま
して、自分の方が悪かったと反省できるよ
うな柔軟さが無いといけないと思いま
す。そうかといって、自信がなくてふ
らしているのは困る。そこで自信を持
ち得るということは、何からくるかとい
うと、論理的確信です。これが現代の世
界における良心として正しいという見識
を養わなければならないと思います。口
で言うだけでなく、パンフレットなどを
配って勉強することもいいし、各グル
ープに通ずるものを研究しようという努力
がもっとなされてもいいのじゃないか。
現在は少しはばらばらすぎると思います。

高橋 現実には今都会のサラリーマン
階級のお母さんの子供に対する一番の関
心事は学校の問題ですね。いかに名門校
に入れるかということになると、社会的
良心どころではない有様です。

唐沢 今、日本の社会を一番毒してい
るのは受験準備ですね。これですっかり
スポイルされますからね。

私は欧米を回って一番強く感じたこと
は、家庭と学校と社会の三つがしっかり
結びつかなければ、絶対にこういうこと
は解決しないということです。日本の学
校の先生は、教師さんの役割と、知識、
技能を授けるという、両方を負わされて

いるから大変です。欧米では、親は家
庭で責任をもってやるとか、社会教育に
ついては教会が大きな役割をもっている
とか、役割が分担されています。日本で
はそういう社会的連帯が弱いので、も
と全般的に協力が必要だと感じました。

岡部 さきほど、家庭中心主義になっ
て、社会的良心が捨てられる傾向がある
というお話がありました。金くその通
りだと思えます。一つには、男が社会に
対して無力化しているということ、切実
に感じて、家庭に逃避している面もあり
ますが、他面、主婦がそういう夫を歓迎
するという傾向があまりないか。つま
り、うちの専主はよくうちの仕事をし
てくれると言う。それは結構ですが、マ
ーガレット・ミードが、アメリカの妻は
夫に家庭サービスを要求するから、新し
いファミリーズムが最近目立ってきた、と
書いていますので、そのことに関連して思
いついたのですが。

渡辺 家庭と社会に共通な良心がほ
しいということ。ETAに行くと、先
生が、一クラス五十人以上もたされて
とても教育なんかできたものではないか
ら、家庭でしっかりやって下さいとい
います。すると親の方は、今の変化の激し
い時代についていくのがやっとなというよ
うなときに、子供はマスコミにひかれて
どんどん違ったところに行ってしまう、
だから学校で方向付けをして下さらない
と困る、といつて、互いに責任のなすり

合いをしているのをよく見ます。しかし
どっちの責任ということではなくて、両
方一緒だということでない、うまくい
かないと思います。責任のなすり合いで
は絶対に解決しないということを、も
と強く考えてほしいと思います。

高橋 日本は非常に教育が普及してい
るにもかかわらず一方で初歩的な問題が
わかっていないのは、ふしぎですね。
渡辺 いわゆる社会的良心の教育がス
ポットとぬけている。

唐沢 それが今までの教育の中でも最
大の欠陥でしたから、それを補っていく
ことが、現代日本の大きな課題ですね。
それから、日本人は非常にせっかちで、
何でもすぐ結果が出てくることを求め
ますね。そこを徐々に築いていく。そ
ういうものでないと、またすぐひっくり
返る危険性がありますから。金般的に言
って、高等教育が普及して、相当年月を
かければ、うまくいくと思います。

渡辺 もう一つ、女は男に比べて非常
識で、社会機構とか法規などについては
評論家と言われるような人でもよく知ら
ないで堂々と意見を述べることがありま
す。そのかわり、無鉄砲に、考えないで
行動してしまつから、推進力の突破口に
なることはありますし、ネバリや持続性
のある人がありますから、そういうこと
に、社会的良心がほんものになってい
くという期待をもっています。

次ページ下段へつづく

第十五回婦人週間について

第十五回婦人週間実施要綱

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日から一週間、毎年、全国的に行なっています。今年も下記によって、第十五回の運動を実施します。

一 趣 旨

日本社会の進歩発展にともなう、婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに、各方面の、婦人に対する期待も増大してきます。その期待にこたえて、それぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての、大きな責任であると考えられます。

とくに、近年の急速な近代化の進展によって、生活文化の領域にも、大きな変革がもたらされている現在、これに対処して、社会生活に新しい秩序を育てていくために、婦人の社会人としての良心が期待されます。

すなわち、近代化にともない、ますます複雑化してきている今日の日本社会において、人間性の尊重を基調とする市民的連帯感に支えられた、明るい社会生活が営まれることは、日本社会の発展や福祉の増進にきわめて重要なことであり、

そのために、婦人が社会の成員としての自覚や、あたたかい人間愛に基づいて、各般の努力をすることが求められます。

ここに、婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加えるとともに、それぞれの立場において、社会的良心を生かし育てていくことを、第十五回婦人週間のねらいとします。

二 テー マ

婦人が、社会的良心を生かし育て、明るい社会生活を築くよう努力する。

三 スローガ ン

みんなの社会的良心が住みよいあすを築く

四 運 動 の 重 点

(1) 社会的良心について認識を深める。

・ 他人にめいわくをかけない自律の態度。

・ 民主的なきまりを守り育てる努力

・ 弱い人、困っている人へのいたわりと援助。

・ 社会の成員として、すすんで人のために役立つという自覚と相互援助。

・ 社会の福祉に寄与するための自主的な活動。

(2) 婦人の役わりを通して、社会的良心を生かし育てよう努力する。

・ 子どもの教育者として。

・ 家庭の管理者として。

・ 近隣・職場・その他の社会における隣人として。

・ 世論形成者として。

五 期 間

昭和三十八年四月十日～十六日

六 主 唱

協力者を依頼する機関・団体

七 関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、文化団体、報道機関、その他

八 実施事項

第十一回全国婦人会議（日本放送協会共催）地方婦人会議

大会、その他地方の実情に応じた行事

資料の作成、配布

機関誌（紙）による周知徹底

報道機関による広報活動

その他

第十一回全国婦人会議開催要領

一 趣 旨

婦人週間の趣旨を、広く一般に浸透させるとともに、婦人の自覚と、自主的な生活意欲をたかめるために開催する。

二 名 称

第十一回全国婦人会議

三 主 題

「社会的良心と、婦人の役わりについて」

近代化にともない、ますます複雑化し

（はるけい）

廣沢 私もやはり、女性の本質的に平和を愛し、愛に生きる、社会的良心になり得る要素を持っていると思います。それをうまく生かして、日本の女性の足りない点を反省していけばいいのじゃないかと、相当明るく考えているのです。

高橋 今までの御分析で、日本の社会における社会的良心はおおむね素質的には劣っていないが、今まで歴史的な条件で制限されていた面があった。しかし、今後は新教育の結果も現われてくるだろうし、とくに婦人は社会的良心の担い手として男性よりふさわしく、社会のシンボルともなう社会的良心を担うことに期待もできる。しかし、下手をすると、へんな方に向いてしまう危険は常にある。現在、日本の社会は混乱していて、社会的良心といっても、いろいろとり方はあるが、混乱しているからこそ、ここに婦人週間のテーマとして社会的良心という目標を出すのが、世間にお役に立つ結果を引き出せるのではないか。どう言わせていただいてよろしいでしょうか。

また、日本には今ビジョンが貧困しているというところでしたが、せめて婦人週間くらいには、そういうビジョンを打ち上げて気炎をあげるのもいいのじゃないかということだ。

長い時間、ありがとうございました。

てきている今日の日本社会において、人間性の尊重を基調とする市民的連帯感に支えられた、明るい社会生活が営まれるよう、婦人が、それぞれの立場で、社会的良心を生かし育てていくために、どうあるべきかを討議する。

四 主催 労働省・日本放送協会
五 期 日

昭和三十八年四月十日(水)・十三日

(土)

六 開催場所

東京(産経会館・虎ノ門共済会館・NHKホール)

七 会議の構成

部会・総会によって構成され、全国より公募した六十名の婦人と、数名の助言者によって討議が行なわれる。

なお、数か所において移動会議も行なわれる。

八 会議員の選定

全国より公募し、中央に選考委員会を設け、書類審査により、各都道府県より一名以上を選定する。

九 その他

(1)会議開催費及び会議員の旅費、滞在費は主催者側の負担とする。

(2)会議は、一般公開とする。

十 選考委員(・印委員長)

東大名譽教授 我妻 栄
弁護士 渡辺 道子
東京農工大学教授 大谷 省三
学習院大学助教授 小松 茂夫

朝日新聞社論説委員 伊藤 昇 同教育局ラジオ教養部長 青木 幸治
(主催者側委員) 労働省婦人少年局長 谷野 せつ
日本放送協会教育局長 長浜 道夫 同労働大臣官房長 松永 正男

第十五回婦人週間実施のしおり

一 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要であると考えられますので、労働省では昭和二十四年から「婦人週間」を設けて、婦人の地位向上のための特別活動を行なっています。

期間としては、四月一〇日に始まる一週間を選びましたが、この四月一〇日は、昭和二十一年の第二回衆議院議員選挙で、日本婦人が初めて参政権を行使した記念すべき日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの長年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましよう。当時、婦人団体の間には、四月一〇日を国の祝祭日に加えたいという運動も行なわれ、またその後例年四月一〇日には、民間団体の手で「婦人の日」を記念する集会が開かれています。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別活動の期間として、この意義ある四月一〇日に始まる一週間を選んだわけ

です。

二 婦人週間の経過

(一) テーマについて

労働省では、例年の婦人週間にあたって、特定の課題を選んで、運動をすすめるうえのテーマを定めています。第一回から第七回までは、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点をおいてテーマを定めました。第八回からは、一歩すすめて「社会の進歩発展に婦人が貢献する」ことを、テーマを設定するうえの基本的な態度にしています。さらに、第一〇回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげ、日本社会の近代化をすすめるという立場からテーマを選んできました。しかし、第一一回婦人週間からは、近代化によって起る問題にも目を向けて、日本社会の近代化に伴う変化に、婦人がどのように対処したらよいか、という観点から、テーマを選定する方針をとっています。昨年は、変動する日本社会の中で、

婦人の当面する基本的な課題であると考えられる、「近代化と生活の再編成」という問題をとりあげ、「変化のはげしい社会のなかで、生活を再検討し、新しい生活秩序を育てるために努力する」ことをテーマとしました。

(二) 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官公庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などの協力によって、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに一〇余回にわたる実施によって、婦人週間の意義はひろく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主唱機関として、本週間のテーマや運動の重点を明らかにして各機関に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しています。

三 第十五回婦人週間のテーマ

「生活に新しい秩序を育てる」という昨年のテーマの延長として、秩序を育てる場合に望まれる「社会的良心」についてとりあげました。すなわち、婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加えるとともに、明るい社会生活が営まれることをめざして、それぞれの立場において、社会的良心を生かすとともに、日本の社会にひろく社会的

良心を育てていくことをねらいとし、つぎのようなテーマとスローガンを定めて、運動を展開することにしました。

○ テーマ 婦人が社会的良心を生かし育て、明るい社会生活を築くよう努力する

○ スローガン みんなの社会的良心が 住みよいあすを築く

つぎに、このテーマについての労働省の観点を述べます。

「テーマの前提」

社会の変動にともなう、婦人の生活も、その役割も変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待もますます増大してきます。その期待にこたえて、それぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての大きな責任であり、同時にそれは、婦人の地位を高めるためにきわめて大切な要素であると考えられます。すなわち、婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつ力を實際生活に役立てることが必要であり、さらに婦人の地位の実際的な向上と社会の進歩発展とは相関関係にあるので、婦人が社会の発展に貢献し社会的な条件を整えることは、その地位をさらに高めることに役立ちましょう。そこで、テーマの設定にあたって、前年に引きつづき「社会の進歩発展に婦人が貢献する」とを前提としました。

「テーマの内容」

前にも述べたように、婦人がそれぞれ

の立場において、社会的良心を生かし育てていくことを本週間のねらいとします。が、ここにいる社会的良心とは、抽象的に示せば「社会の福祉の増進をめざして、何らかの寄与をしたいという心」の意です。ことばをかえれば、広い意味での社会悪に対して、自らも社会の成員としての責任を感じ、それをなくして、お互いが人間らしく生きられるように、自発的な努力をしようという心の作用です。

なお社会的良心の定義として、「他の人びとが貧困・疾病・不潔・無知・怠惰というような社会悪に捕われている時に、自分だけがそれと無縁に泰平を楽しんでいることをいさぎよしとしないという意識」であるといっている学者もあります。

このような社会的良心の現象的なあらわれとしては、まず、ひとりひとりが他人に迷惑をかけない、弱い立場の人をい

たわるというような身近なことから、世の中の不正や罪悪に対しても、これを見過ごしにしないという生活態度を含み、また、人びとの不遇・孤独・困窮・被災などに対する自発的な援助活動や、そうした不幸や災害などに対する社会的な救助や保障の実現のための活動、さらにすすんで社会全般の健康・教育・文化・生活環境などの向上をはかるための積極的な活動までも含まれます。そしてこれらの活動の実践に際しては、自主性や隣人愛とともに、正義感や勇気ももめられ

ましょう。

このような社会的良心は、社会の近代化とともに一層必要になってきます。すなわち、経済生活をはじめ生活の各分野が複雑化するに伴って、ひとりひとりが孤立して生活することがますます困難になり、他の人びととのつながりをもたずには一日も生活できないからです。さらに、近代化の高度にすすんだ社会では、機械化、分業化、あるいは組織の発達に伴い、「人間性の喪失、あるいは人間性の疎外」という現象があらわれ、人びとの考え方、物質偏重に陥り勝ちで、精神的なうらやみや豊かさ、隣人に対する愛情などが失われ勝ちなので、ひとりひとりの生活に、物心両面にわたる豊かさがもたらされるような社会を築くために、あらたな意味で「社会的良心」が強くとめられてくるといえます。

近代市民社会が達成されてから長い歴史をもつヨーロッパの国々では、個人の確立——自主性を基礎として、市民的連帯感による社会的良心に基づき、早くから広範な相互援助が行なわれ、さらに伝統的な宗教的背景も加わって、民間の社会奉仕や社会事業へと発展し、それが社会保障制度の発達をもたらし、いわれませんが、同時に、民間のいわゆるボランティアサービスは、社会保障制度の充実をみた今日も、なお活発に行なわれ、福祉国家を支える車の両輪をなしていると

いわれています。わが国の社会では、残念なことに、このような社会的良心の育つ基盤がきわめて浅かったということができません。すなわち、近代市民社会における倫理は、個人主義的な原理に基づき、独立した個人の自由と平等とこれに伴う責任の上に築かれるものですが、家族制度の原理が支配していた戦前のわが国では、個人の自主性は育ちにくく、したがって、ひとりひとりが社会を構成しているという意識が希薄で、当然のこととして市民的連帯感も育たなかったといえます。たとえば、家庭内や親族の間では礼儀作法がやかましくいわれながら、一歩外へ出ると他人の迷惑もかえりみようとせず、また、隣人へのいたわりも、自己の熟知する近隣の範囲にとどまっていた、地域を越えた社会では、「旅の恥はかき捨て」という意識で行動し勝ちで、いわゆる公德心の欠除がしばしば問題にされてきました。さらに、他人の困難に対する援助についても、階層による「分」をわきまえるという制約もあって、いわゆる「慈善」というかたちのはど、こじつな行為はあっても、市民としての平等意識に立った相互援助が行なわれることは少なかったといえるようです。一方、農漁村などには、相互援助とみられる行為が行なわれましたが、これは主として、生産様式に起因する伝統やしきたりに基づく部落共同体の意志に従って行なわれるもので、個人の確立を基

とする近代的な意味での社会的良心に根ざした活動とは、異質のものであったといえましょう。

戦後の日本社会では、民主主義の進展に伴って、近代的な個人主義の思想はある程度発達してきましたが、長年、前近代的な生活慣習のなかに閉ざされていたために、社会的訓練が十分でなく、共同生活に対する責任感や、全体の福祉を考へようとする態度に欠けるものがあることは否めません。

また、団地などの都市生活者の間では、プライバシーはかなり確立されているとみられますが、それが新しい家族主義になつてあらわれ、各自が小さな殻のなかに閉じこもって、身近な問題や、ささやかなしあわせを追求するにとどまるという生活態度を生み、社会から逃避する傾向が強いというあらたな現象も発生しています。したがって、人びとの間には親近性がうすく、市民的連帯感に基づいて社会の進歩のために寄与しようとする意欲が失われているということがしばしば指摘されています。

なおまた、戦後の新教育を受けた新しい世代には、民主主義的な考え方が浸透し、個人の確立——自主性が育つてきているといわれますが、一面では、内面的なものを見つめてそこに問題の解決をもとめようとせず、社会の動きに無批判に適応しようとする消極的な態度がうかがわれるとみる向きもあります。

さらに、都市、農村を問わず、工業、機械化などに伴うさまざまな混乱やまじりのなかにおかれている近年の日本社会において、生活の新しいルールがいまだ確立されていないという悩みがみられます。

このように、一般に日本の社会には、いろいろの理由で社会的良心とよばれるものの成長は十分でないといわれるのですが、急速に近代化が進行し、生活がますます複雑化してきている今日、みんなが人間らしく心ゆたかな生活を営むことができるような社会生活の新しい秩序、あるいはモラルを確立していくことは緊急な課題であり、そのために「社会的良心」が強く望まれているといえましょう。ここに婦人が、変化の激しい社会生活におけるあらたな問題に検討を加えるとともに、ひろく深い愛情と英知をもって、それぞれの立場において、社会的良心を生かし、育てていくことを、第一五回婦人週間のねらいとします。

四 運動の重点

労働省では主唱機関として、会議等の行事の開催、資料の作成・配布等によって前述のテーマに沿った運動をすすめますが、啓発活動の重点とするところはつぎの二点です。

(一) 社会的良心について認識を深める
前に述べた通り「社会的良心」とは、別にことあたらしい観念や意識ではありません。

○近隣・職場、その他の社会における隣人として
○世論形成者として

社会的良心に基づく行為には、すべての人に期待することが可能な基本的な生活態度から、能力や生活環境に応じて行なうことのできる積極的な活動まで含まれ、具体的なあらわれとしてつぎの諸点があげられます。

- 他人にめいわくをかける自律の態度
- 民主的なきまりを守り育てる努力
- 弱い人、困っている人へのいたわりと援助
- 社会の成員として、すすんで人のために役立つという自覚と相互援助
- 社会の福祉に寄与するための自主的な活動

(二) 婦人の役わりを通して、社会的良心を生かし育てよう努力する
社会的良心は、もとより婦人にのみ期待されるものではありませんが、婦人の地位をさらに高めるために、「社会の進歩発展に婦人が貢献する」とことを前提としてテーマを設定し、運動をすすめるようとする婦人週間にあたっては、社会的良心を生かし育てるために、婦人がそれぞれの役わりを十分に果たすことをとくに期待するものです。

- 子どもの教育者として
- 家庭の管理者として

○近隣・職場、その他の社会における隣人として
○世論形成者として

* 東京の婦人の社会奉仕活動は

△「都内の婦人で社会奉仕活動に参加した人は五人に一人」これは伊勢湾台風後の調査(三四・一〇)で、被災者援助(一二・七%)、赤い羽根などの募金運動(一二・六%)が最も多いが、七九%の婦人は全く社会奉仕活動をしていない。(東京都婦人部「婦人問題に関する実態調査」より)

△「都内地域婦人団体の単位団体の活動を經費面からみると、全支出の四〇%以上を社会奉仕にあてている団体が最も多い(三四団体中一六団体)」。この經費の多くは敬老会の費用である。外国でも老人ササビスには婦人が主として働いているが、そのためのクラブがあり、その一員として老人を訪問して本を読んだりあげたり、身のまわりの世話をする。日本でもこのような活動がほしく、年一回の敬老会より月一回の老人クラブの開設が積極的な意義がありそうだとされている。(東京都地域婦人団体連盟の都内地域婦人団体実態調査、35年)

△「都内で義務教育年限の児童の母親で婦人団体に加入しているものは一五・五%にすぎないが、加入していないものが加入希望する婦人団体は「視野・教養を広める団体」(四一・七%)、「社会奉仕団体」(二九・四%)で、婦人の社会奉仕への関心は少なくないようだ。(大学婦人協会「家庭婦人の社会的活動に関する実態調査、37年」)

年少労働者を×××× ××××育てるために

年少労働課

はじめに

やがて桜の花のほろび始める頃、全国各地の駅頭は、都市の工場や商店に就職して行く年少者達でにぎわう。その年少者達は見知らぬ土地に赴く心細さを感じながらも前途に対する希望と決意を抱いて故郷を後にする。それから数か月が

決意も次第にあせ始める。

年少者が就職当時抱いた、仕事に対する旺盛な意欲を長く持続させることは、事業者にとってプラスであるばかりでなく、年少者自身が良き職業人となる上にも必要なことである。そのために事業主はどうすればいいのだろうか、またどのような点に留意しなければならぬか、そういったことをさし考えてみよう。

一 職場内での教育訓練について

新しく採用した年少者に対して、事業の概要、与える仕事の内容、職場のしきりや規則などを教えることの必要などについては、前号にも述べられている。新採用者の教育訓練として、大会社では一週間かまたはそれ以上の日程で、課長、係長などがそれぞれ担当の立場から概略説明をしているところが多い。また、中小企業協同組合、商工会議所などでも各地区の年少者を集め、一週間位で講座を開いているところがふえている。

新入者の教育については、

○ 本人の受け持つ仕事の内容・目的・重要性・やり方

○ 他の従業員の受け持つ仕事、及びそれと本人の仕事との関係

○ 他の部署の仕事と関係のある場合の連絡方法

○ 安全・衛生上の注意

○ 命令の受け方、報告の仕方、電話その他の応待、職場のしきり

○ 命令の受け方、報告の仕方、電話その他の応待、職場のしきり

○ 命令の受け方、報告の仕方、電話その他の応待、職場のしきり

○ 命令の受け方、報告の仕方、電話その他の応待、職場のしきり

○ 命令の受け方、報告の仕方、電話その他の応待、職場のしきり

などがその要となるものであるが、これらの中には、集団的に教えられるものと教えられるものがある。例えば、電話のかけ方などは一般的に共通のことであるが、本人の受け持つ仕事のやり方などは職場によって多種多様であるはずだから、個々に教えるなければならない。このように考えると、共通するような事から、基礎的なものは抽象的な事は、やはりそれぞれの職場で指導しなければならぬ。

それで、自分のところの従業員の教育訓練は、組合・商工会議所などがやってくれるからそれで足りると考えずに、事業主が責任をもって当たるようにすることが必要である。職場内の教育訓練は、専門の教育訓練機関のように、専門の指導者や組織だった教育に難点はあるが、職場の実態にふさわしい教育ができ、しかも費用が低廉ですむという大きな長所を持っている。

そこで、採用当初に限らずその後の教育訓練を実施する場合において、どのようなことを(内容・程度)、いつ(時期・日程)、どこで、どのようにして(講義式に、実習で等)、だれが(事業主・主任など)ということをよく考え、教育訓練計画をたてて、計画的に教えて行くことが大切である。

何によらずむずかしく見えるので、教える者は相手の身になってやさしいことかからていねいに教え、年少者の自信を失わせないよう、適当な時にはほめてやることも必要である。

次にかかげるのはTWI(監督者訓練)の方式であるが、仕事の教え方の参考になると思われるので掲げる。

教え方の四段階(TWIカード)

第一段階 習う準備をさせる。
その作業について知っている程度を確かめる。
作業を覚えたい気持ちにさせる。
正しい位置につかせる。

第二段階 作業を説明する。
主なステップを一つずつ言って聞かせる。
やって見せ、書いてみる。
急所を強調する。
はつきりとぬかりなく根気よく理解する能力以上にしない。

第三段階 やらせてみる。
やらせてみて、間違いを直す。
やらせながら作業を説明させる。
もう一度やらせながら急所を言わせる。

第四段階 教えたあとを見る。
仕事につかせる。
わからぬ時に聞く人をきめておく。
時々調べる。

質問するようにしむける。
段々指導を減らしていく。
相手が覚えていないのは、自分が教えなかったのだ。

二 教育訓練機関での教育訓練

最近のように人手が足りなくなると、定時制高校とかその他の教育訓練機関に通わせることを条件にしないと人が集まらないということである。学校に行くのが嫌いな年少者は別として大部分の者は進学を断念して就職したのだから、せめて定時制でも通学したくなるのは、もっとも至極なことなのだが、「仕事に差し支える」「疲労する」「悪い友達ができる」「他の従業員との調整に困る」などの理由から、学校に行くのに反対しないまでも、いい顔をしない事業主もないではない。

だが、職場内における教育訓練がまだ十分には普及も確立もされていない現在、これらの教育機関に通わせることは、事業所にとっても大きな利益になるはずである。

何故なら現在は、技術革新の時代だと言われ、新しい技術に基づく機械・商品が次から次へと生まれ出る。そのため、絶えず新しい知識や技術が要求され、それのできない場合は取り残されるようになる。当たり障りがあるかも知れないが、そのような知識技術を取り入れるのに年輩者は不向きである。だから年の若いもの

のが一番頼りになる。八百屋や魚屋にはそんなものはいらないという人があるだろうが、食生活の内容、質が変わり向上しつつある時代である。どのようなものが消費者に好まれ、調理法の一つや二つを心得なくては、売り上げを増やすことも容易ではあるまい。

従って職場外で教育訓練を受ける年少者については、

○ 気兼ねしないで通学できるような時間的配慮をしてやる

○ 習って来たことを聞いてやり、事業所でそれに関係して実際にやっていることはあわせて教える

○ 健康に注意する。特に食事などは不規則になり勝ちであるから胃腸障害をおこさないようにする

○ 学校に行っているからといって、他の同僚とは異った扱いをしない。それは他の従業員をひがませる結果にもなる

○ 学校に行っている間だけが勉強ではない、予習復習も大切である。従って平日はとも角せめて休日には十分その補いがつけられるようにする

○ 事業主自身が教育訓練に大きな関心をもち、学校に行かない者に対しても勉学を奨励するようなふん囲気を作ること

○ 教育訓練の結果、本人の技能・態度等の向上がみられた場合、賞金、身分上の待遇、より高度の就学の機会等を

用意し希望をもたせること
などを心がけるべきである。

職場外で、制度としてある教育訓練機関の主なものには次のようなものがある。

○ 認定職業訓練

これは、職業訓練法によって、訓練内容等に一定の基準があり、知事の認定を受けて行なわれる。これには一事業主が単独で行なうものと、二以上の事業主が共同で行なうものがある。教科は、普通学科・専門学科・基本実習・応用実習に分かれ、学科・実技あわせ年間最低一、八〇時間、二年または三年にわたって行なわれる。訓練指導員は免許制である。

○ 公共職業訓練

このための施設として都道府県の設置する一般職業訓練所、雇用促進事業団の設置する総合職業訓練所があるほか、身体障害者のための職業訓練所がある。

訓練科目は、経理事務・タイプライター・自動車整備・機械溶接・木工・電気機器・洋裁等六十数種目に及び、実務訓練のほか基礎的学習を行なっている。訓練期間は、一般職業訓練所では普通六か月と一年で、費用は教科書等が自己負担になるほか無料である。ほとんどの科目には昼間コースのほか夜間コースも設けている。

○ 定時制高校と通信教育
定時制高校の就業年限は四年で商業・工業・農業・家庭及び一般課程がある。また高校通信教育は、四・五年で、各都

道府県に公立のものが一・二校ある。学習は、添削指導・面接指導・試験の三本立てで、面接は月一回、日曜日に登校する。

三 年少者を取り巻く人々について

職場には組織があり、従業員の行動は通常その与えられた職務に従って行なわれる。

ところで、いま年少者のことを考えてみると、年少者はまだ仕事のよくできない、いわゆる半人前の従業員であり、従って十分責任のある仕事もさせて貰えない。だから、そのしている仕事もそれ程重要かつ緊急性をもっていないことが多い。それに何か仕事をさせるにも年輩者にさせるのと違った気易さがある。そのため職場の先輩・役付・事業主、はては事業主の家族に至るすべての者が、入れかわり立ちかわりで年少者に何か仕事を

いいつける。自分の直接上長者の命令以外の仕事はしないという訳にはいかない空気である。もし、それを断っているところでも打ち手をされるか分からないし、気まずいことにもなりかねない。自分より目上のものばかりでなく同僚との間にだって問題がある。ある年少者だけが働き過ぎでも、サボリ過ぎでも、とや角仲間と言われる。まして仲間の悪口めいたことを上役にでも言いつけたとが分かれると、殴られた上に仲間はずれにされるのが落ちである。だから、大い

に

に張り切つてやるうとしても、まわりからけん制される。

要するに年少者の職場内の行動は、その組織とは別個に、周囲の人々との関係によって影響され支配される部分が大きい。

事業主が、企業の円滑な経営を図る上においては、職場の全員が一体となって仕事をしよう努めねばならない。そのために

○ 各従業員の不平や不満を聞く。直接話がしにくいようなら、事業主の家族や同郷の者を通じてでもよい。話をさせることが大切だから、こちらの意見はつつしむ

○ 従業員の私的グループ、職場ごとの人々のつながりに気をつけ、孤立している者があれば、救済する処置をする

○ 労使・従業員同士が考えていることを言いたいことを腹藏なく発表できるような措置（例えば、掲示板・職場懇談会）をとり、相互理解に努める

○ 年少者だからといって、その意見や仕事を軽んじる態度をとらない（困難な仕事、責任のある仕事が与えられると、大ていの者は喜んで仕事をする）

○ 年少者の周囲の者が、年少者を憎むようになった原因があるとすれば、その種をまいたのは事業主自身である

族の関係がある。いろいろの調査による

と、年少労働者の悩みごととは職場内のことより職場外の関係に多い。だからといって、事業主には全く関係の無いことだとは言えない。なぜなら、それらの関係もまた、年少者の態度・気持ちに強い影響を及ぼし、それが仕事の上にもはね返るからである。

友人は、年少者の悩みを聞き、問題を忌たん無く論じ合い、お互いの経験を語り合う仲間である。年少者は友人との交際において、自分とは違った別の考え方を知り、視野を広め、悩みや問題を語り合うことによって精神的な抑圧から解放されることが出来る。

友人の問題に関連して、年少者のグループの問題がある。教養や趣味の向上あるいは社会奉仕など共通の目的のために、年少者が自発的に結成しているグループは、ややもすれば思想的活動ないしは職場についての不平を言い合う場として、事業主から否定的な眼でながめられ、年少者がこれに参加することを好まない者があるが、グループの活動は

○ 民主的集団生活の基礎的訓練が自然のうちに進められる

○ 余暇善用の有効な方法である

○ 人間と人間との望ましい関係を実際に経験することによって理解させる

せる

ものであるから、年少者がすすんでグループに参加できるように配慮やその育成について援助するようにしたい。

住み込みの年少者の場合には、事業主やその主婦が親がわりになるわけである。従って、対異性の問題や余暇生活の利用の問題についても考えなければならぬのであるが、これらの問題については、とくに親心が過ぎて年少者の自主性を無視し、不当に干渉することになりやすいものである。そうかといって何をしても知らない顔をするような態度であっても困るので、人生の先輩としてよい道しるべの役割を果たす役割であって欲しい。

むすびに

ここ数年來の求人難という背景もあって、初任給は最近たしかに著しい向上を示した。しかし、労働時間や休日その他の労働条件、福利厚生施設の現況はどうだろう。商店街などでは、一せいの休日、一せいの閉店制度が普及しつつあり、昔に比べて前進してはいる。だがそれも比較的話であって、なお改善の余地はまだ多いのである。

レジャーブームと言われ、行楽地は人で一杯だが、そのレジャーにしても、休日や休暇がなくては出掛けられない。遊動成績・学業・生活態度などの優秀なおとばかりではない、教育訓練・スポーツ・レクリエーション・グループ活動、

お茶・お花・和洋裁のほいこのためにも

休日・休暇は必要である。労働の後には自由な生活を営む喜びがなくては、働くことに励みもつかないというものである。

労働条件・教育訓練・人間関係・保健衛生、その他年少者について配慮すべきことがらの一つ一つをとりあげてみると、いろいろの事情が内在しており、これは容易に運ばれない。けれども、その配慮はひとり年少者の育成にとどまらず企業の繁栄に結びつくものであり、大きくはわが国産業の発展にも及ぶことを考え、事業主の惜しみない熱意と努力がこれに注がれることを期待してやまない。

「朝日、新聞配達少年アメリカ派遣」に労働省後援

朝日新聞社では、新聞配達少年に対して生活に励みをあたえ、また、彼らに対する社会の理解を深めるため、今度、労働省と文部省の後援で、働きながら学ぶ新聞配達少年四人を夏休み中に十日間アメリカに派遣し、同地の新聞販売の少年たちと交歓します。

派米される少年の資格は、朝日新聞東京本社管内の新聞販売所に、この四月十五日現在で満一年以上勤務している中学二年以上、または高校在学中のもので、勤務成績・学業・生活態度などの優秀なもの、ということとす。現在販売店を通じて人選がすすまれています。

従業員福利厚生施設

前橋福祉センターを建設するまで

高桑 惣太郎

(群馬県少年労働者福祉員)

今日の中小企業 福商工会議所を中心に、各地の福利施設 階には、テレビなどを備えた談話室風の における求人難 等を見学して下準備を整え、昨年十一月 には前橋中小企業福祉協同組合を設立 して活動を開始しました。そして福祉施 設として、一、共同給食施設(三七年完成) 二、福祉センター(建設中)、三、従業員 共同宿舎(三八年建設予定)の三部門に分 けて構想を練りました。

企業による求人 増大によって、中 小・零細商店の求 人はますます深刻 になっていきます。 施設規模は鉄骨ブロック、平屋建一、 〇四六・七M²で、この施設のねらいは、 栄養の確保にあります。これを実施し

するため、私たち商店主はその原因につ いて究明した結果、種々の点で大企業と の間に大きな格差があることを悟り、従 業員のための福祉増進対策を本格的に推 進しようということになりました。そし

て、組合員の間に、従来のようなやり 方ではどうしてもだめだということがよ うやく浸透してきました。 では、どうしたらよいかということに

なり、結局、個人の力ではどうにもなら ないから、集団の力を結集し、現状の解 決をはかるうということに意見が一致し

ました。そこで、集団の組織活動によっ て、福利厚生施設を大企業並みにしよう ということになり、トップクラスの業者 の有志が集まり、まず手始めとして、前

部屋と、美容室・理容室などがあり、二 階には図書室・音楽室・卓球室、三階に は和洋裁用の部屋があり、生花・茶の湯 など教養面にも利用できるようにしてあ ります。この外、一階建の別棟を設け、 三三坪ほどの温泉風の浴場をつくってあ ります。屋外にはテニスコート・パレー コートもあります。

年少者たちはこれらの施設を利用して 懇談会・研究会・機関紙発行、またスポ ーツや趣味の活動をしています。これら は青少年の人間完成に役立ち、よりよい 職業人が育まれていくものと思います。

第三の共同宿舎は、三八年度の第二期 計画として予定しており、四階建、一、 五〇〇坪のものを考えています。六畳程

度の部屋を一七五室、一室四人計七〇〇 人を収容するものです。部屋は洋間で、 両側に二段ベットを備える外、マットレ ス・時計・いす・ロッカー等も設備し、 各階ごとに最新式の洗たく機を四台ずつ

置き、労働者の身の回りの処理に用する 時間を節減するように考えています。

これらの施設については、市と県の積 極的な協力があがり、市では、中心地に近 い市の所有地二八九坪を払い下げてくれ ました。そして市の建築課では施設の設 計監督も殆んど引き受けてくれたので、 建設費が大いに軽減されました。

完成した第一期については一億三千万円 を要しました。これは厚生事業団による 厚生年金還元融資七千四百万円、県・市 助成金一千五百万円(県五百万円、市一 千万円)、組合員出資金二千五百万円、褒 賞金制度によるもの二千五百円で、一応ま かなうことができました。

給食施設は三七年三月着工九月完成、 十一月中旬開所、また、福祉センターは 三八年三月完成、四月開所の予定です。

第二期工事は一億六千万円の予定で、 厚生年金の還元融資、市県の補助金が一 億三千万円(このうち市県から三千万

円、労働福祉事業団から二千万円)、組合 出資金二千五百五十万円を予定していま す。現在、組合加入者は七五〇事業場、 出資額は一〇一千万円で、一、四六三口で

すが、毎月申込者が増加していますから 倍額を集めることも容易でしょう。

協同組合は、この外にも海の家や山の 家の建設を計画し、赤城山の観光公園施 設団地に土地の貸与が認められ、三八年 度には二千万円を投じて大沼湖畔に山の 家を建設することになりました。また商 工会議所でも従業員のための運動場を作 ることになり、市の敷地の払い下げを交 渉しています。

働く年少者の楽園を作り福祉増進を図 り、青少年労働者を正しく強く育成する ことは、企業繁栄のためにも必要であ り、これを福祉員の義務であると思ひ ます。(前橋商協同組合役員)

第二講 カウンセリングの使命と歴史(一)

使命と歴史(一)

(4)各要素動作と、その適当な時間とを記録し、容易に発見できるように索引をつける。(5)さけることのできる遅延・中断・軽微な故障などに対し、優秀な作業員の実際作業時間に付加すべき猶予率を研究して記録する。(6)優秀な作業員が作業の初めに要する時間として付加すべき割合を研究して記録する。(7)肉体的疲労を回復するに要する休息時間の猶予率と休憩をとる間隔を研究して記録する。

総合的部面としては、建設的方面として、(8)同一順序でしばしば用いられるような要素動作の結合のいくつかを作り、容易に見出すことのできるようにする。(9)これらの多くの記録から、ある程度の仕事をする場合に、作業員によって行なわれる適当な動作の原則を選択し、それらの動作を集計し、これに適当な猶予率を付加して、いかなる種類の仕事に対しても、その適当な時間を規定することができるようになる。(10)仕事をその要素に分析すること

は、常に作業の周囲にあり、それに付随する条件の多くのものに欠陥のあることを明らかにする。たとえば、不適当な作業員が用いられているとか、機械に改良

カウンセリング技術十講

2

雄 久 上 畔

が必要であるとか、衛生状態が悪いとかを示すようなものである。

このようにして得られる諸知識は、作業員および条件の標準化や優秀な作業方法や機械の発見は、しばしば大きな貢献をする。テーラーの管理原則では、最善の作業方法は何であるか、一日の仕事量はどのように規定されるか、である。

テーラーの試みたシヨベル作業研究は有名である。テーラーは、一八九八年スレヘム製鋼所に移ったとき、そこで第一に注目したのが、シヨベル作業であった。当時、四百人から六百人の従業員がいた。シヨベルでつくられる材料は鉄鉱と石灰であった。つぶさにその作業を観察すると、優秀な作業員はいずれもシヨベルは自己所有であった。そこで、早速、その後のシヨベルのとり換えには、経費は会社もちであるが、シヨベルそのものは、作業員の個人所有とした。次にわずかな調査で、シヨベルは石灰の場合三・五ポンド、鉄鉱の場合は三・八ポンドつくることが最良であることを見出した。

次に優秀作業員が、一日の最大材料の

すくい込み量を決定することに着手した。そして、二名の優秀作業員を選び、別々の場所で働かせ、ストップウォッチを持った二名の時間研究係を配置した。初め大量をはこぶため大きなシヨベルに、次にシヨベルの端を切って、すくう量を少なくして取り扱いトン数を記録した。この手続きで、大きなすくい量から、少ないすくい量のものへと丹念に繰返し研究していった。その結果、二一・五ポンドの場合が一日の最大の取り扱いトン数になることを発見したのである。

そして、鉄石の場合は小型シヨベル、灰のような軽いもの場合は大型シヨベルを用いることにした。一日分の六〇%を越えれば、割増金をやることにした。その結果、三分の一以下の人員(百四十人)で間に合い、年額七万八千ドル節約できたというのである。

このテーラーの時間研究の中にも動作研究が含まれているが、この方向に独創的研究のメスを入れたのがギルブレスである。彼は動作そのものの研究に専念し、その標準化に一生を捧げて成功したのである。テーラーの最速一本槍は、ギルブレスの動作研究では、作業を最も要する最小単位に分解し、これら各単位の変異を測定し、その作業が最も効果的になされる方法を導き出すことである。従ってギルブレスの研究は、微細動作研究ともいわれるもので、映画などを使い

そのフィルム各画面には、正確な時刻を記録する装置によって、作業操作の基本的要素を分解研究することにした。

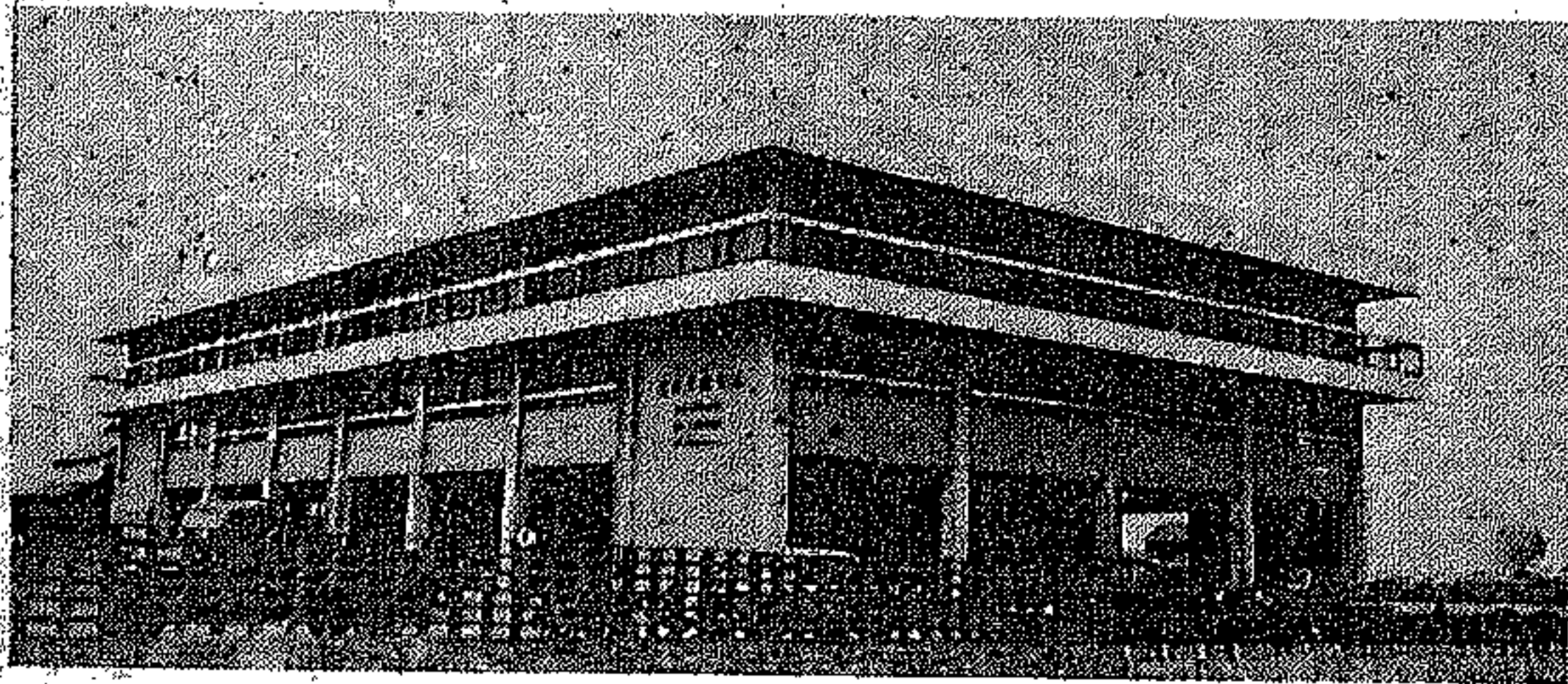
彼の工夫したサーブリッジ(基本的要素動作)というのがある。それは、(1)探す (2)見出す (3)選ぶ (4)つかむ (5)運ぶ (6)位置する (7)組合わす (8)使う (9)分解 (10)検査 (11)準備位置 (12)放す (13)空動き (14)休み (15)さけることのできる後れ (16)さけることのできない後れ。附計画の十七種で、それぞれに一見してそれとわかる符号が定められている。たとえば、(1)の「探す」では、瞳孔の一方によった片目という工合である。さて、以上のテーラーとギルブレスの時間研究と動作研究による能率増進に対する世論は、その後、数十年間風びした。わが国でも名ある一流工場は、この洗礼を受けているといつてよからう。

しかも、この科学的管理法は今でも中小企業や家庭作業などでは、重要な役割を果たすものと思われるが、近代のオートメーション化された作業のどの分野にも適するとはいえなくなった。最近の労働社会の進展と激変はすばらしい。世をあげてオートメーション化に向かっているといつてよい。生産性向上はむしろ機械ではなくて、他に何物かがあることを証明した有名なボーソン実験がある。実はこれも四十年前の一九二四年から始められたのである。(前新潟大学教授)

愛知県に、働く婦人家、開設

旧臘、愛知県に「愛知県尾西勤労婦人ホーム」が竣工し、地域の働く婦人の福祉センターとして発足した。この施設は、婦人少年局が、中小企業に働く婦人のために、休息・レクリエーション・教養・托児・生活相談等、生活全般のよりどころとして、日常生活に必要な援助を興え、その保護と福祉の向上をはかり、同時に中小企業の労働生産性を高めることをねらいとして、昭和二十八年以来、地方公共団体に補助金を交付し、女子労働者の多い中小企業の密集地域に設置して来た「働く婦人の家」の一つで、県と地元との協力により、この度、全国第五番目の「働く婦人の家」として、尾西市に実現を見たものである。尾西市は、名古屋市の西約二二軒、隣接一宮市とともに、全国にも著名な毛織物の産地で、全国から集まった二万余の女子労働者が毛織物の生産に従事している。

この「勤労婦人ホーム」は、この度、市の中央部に新設された鉄筋コンクリート地上三階建の「尾西文化会館」に、保健所、市民会館、図書館、公民館と併設され、この会館の二階の一部四九六平方メートル（約一五〇坪）に、相談室・請



— 尾西文化会館の外観 —

習室・談話室・調理室・洗濯室・浴室・宿泊室等を完備して発足したもので、地域の働く婦人の福祉センターとして効果的な運営が期待されている。

この施設の当面の事業目標として、

- (1) 働く婦人の生活に関する相談・指導及び援助
- (2) 働く婦人の教養を高めるための図書・の閲覧、講演会・講習会・座談会等

の開催

- (3) 働く婦人のクラブ活動、レクリエーション活動等の相談・指導・援助
- (4) 宿泊室の利用による働く婦人の休養及び余暇の活用に関すること
- (5) その他働く婦人の保護福祉を促進するため必要と認められること

等が考えられているが、この事業の推進のため、特に地域の理解と協力が要望されている。

著書紹介

女のしごと・女の職場

竹中恵美子著
西口 俊子著

戦後の女子労働者の進出はめざましく、日本の産業の担い手として大きな比重をしめつつあるが、本書は、主として雇用されている女子労働者を中心に、戦後の進行しつつある合理化のなかで、女子労働が資本主義社会でとる特徴を明らかにし、その根源をさぐるという観点から、その実態や問題点をえがき出している。

I 婦人労働問題の根底にあるもの

II 婦人労働の需要と供給

III 婦人の賃金

IV 現代の合理化と婦人労働

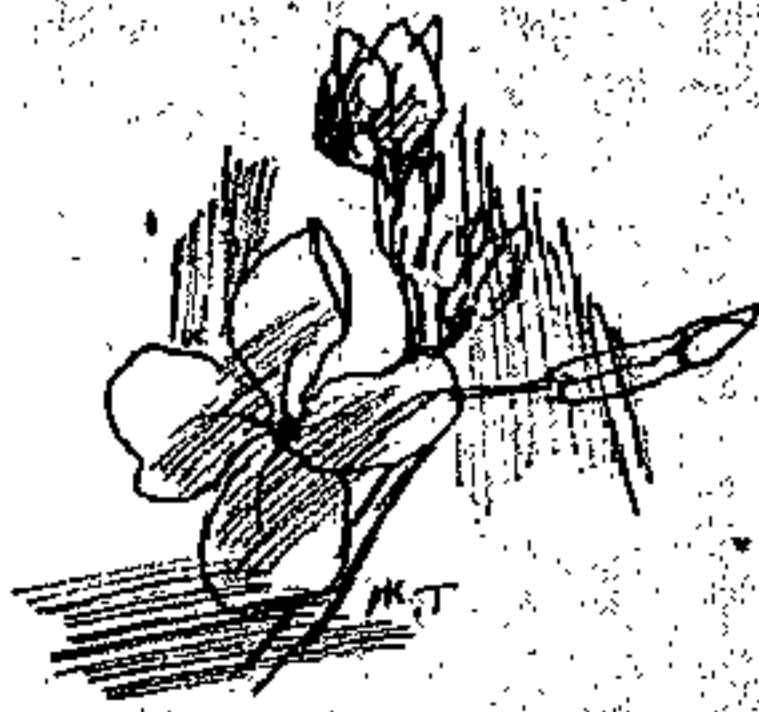
V 労働運動と婦人労働者

以上の五つの章にわけられているが、とくにIIの「婦人労働の需要と供給」とIIIの「婦人の賃金」は、本書の中心となっており、戦後、法制上男女の平等の権利がうたわれながら、その実態は依然として婦人に対する差別が公然と行なわれ、労働市場における最も弱い立場にた

たされている存在であることをわかりやすく、しかも資料も豊富に説明している。全体として暗い面が多いという印象をうけるが、筆者がはしがきで「ゆがんだわが国の経済が、いかにそのぎせいをゆがんだかたちで婦人労働者に背おわしているか、その実態を赤裸々にしめたい」といっているように、個々の婦人労働者が、職場で仕事に追いまわされているなかでは気がつかない現在の日本の社会のしくみ、とくに婦人がその中で、どういう位置におかれているかをとおしえてくれる。むずかしい理論で追求していくというよりも、職場の事例を多くとり入れて問題点を明らかにするという方法をとっているのがわかりやすい。

昨今、週刊誌をはじめとして「BGM」の「が流行のように目につくが、いわゆる処世術として男性に好かれる方法とか化粧の仕方、マナー・ビルを読む前に、少しかたくなるしくとも、職業をもつ女性の一読をおすすめしたい本である。とくに職場の活動家、労働組合の活動家の方達にはよい参考になると思う。(H)

三一書房・定価三三〇円



良心について

(資料室)

今年の婦人週間は「婦人が、社会的良心(158)は、人間が先験的に倫理的判断力を生かし育て、明るい社会生活を導くよう努力する」というテーマです。そこで、そもそも「良心」とはどのようなものであるか、と考えてみるうえの参考として、次のような文献による資料をまとめてみました。すこしむずかしい資料ですが、参考に供するしだいです。

《良心という言葉の起源と》

その意義

良心という語は、非常に古くから中国にあった言葉で、性善説をとった孟子(B. C. 372-289)が「告子章上篇」で用いている。(註1)しかし、そこでは良心は本然の善心をあらわす、すなわち仁義の心であり、「良い心」の意味で、必ずしも正邪善悪を判断する能力をもつものではない。これとは別に、孟子は良知良能という概念を示しているが、これは、学ばずして知り、習わずして能くする能力を意味する。後に、王陽明(1492-1527)とて、明初年とるの諸文献の分

析結果から、類度は少ないが、良心とい

う言葉が記載されている例が二、三みら

れることがわかった。明治四年刊行の翻

訳「英氏」(小畑徳太郎訳、同一〇年版

権免許の翻訳「ミル経済」(林重訳、明

治一一年発行の新聞「郵便報知」にそれ

がみられる。(註4)したがって、江戸時

代末期か明初年に、当時の学者が西洋

思想を訳出した際に、Synesis(希)

Conscientia(羅)、Conscience(英)、

Conscience(morale)(仏)、Gewissen

(独)などの訳語として、良心という言葉

集をあてたのが最初だろうと考えられる

が、正確なことはわからない。(註5)

このように、良心という漢語がこれら

の西洋語の訳に当てられるようになるに

及んで、良心は「道徳的判断をなし、正

善を命令し、邪悪をしりぞける統一的意思

を持つもの」と考えられるに至っている。

そこで次に、Conscience(英)、西洋

語の内容について少しみてみよう。

註1 大漢和辞典(諸橋徹次)第九巻五〇一

頁参照。「良心①人の本心、固有の善心、

仁義の心(孟子・告子上) 雖存乎人、著

豈無仁義之心哉、其所放其良心者、

亦猶斧斤之於木也、且而伐之、可也、以

為美乎。(集注)良心者、本然之善心、即

所謂仁義之心也」

註2 良心の概念については、倫理學事典

(金子武蔵編、弘文堂、昭和三年刊)参

照。

註3 これについては、東大倫理學研究室の

意見を参考とした。

註4 国立国語研究所には、次のような重刊

が記録されている。「政府、人の行事に關

するときはその意、良心を察するが如きも、

なお人の志氣をくじき……」(英氏三巻

(翻訳)小畑徳太郎、明治四年)。

「而して雇人に信義と誠意をせしむるはも

って期すべきにあらず。職業上に一定の規

則を設けてこれに委仕すれば概して人たる

ものは固有の良心あるに因り、これを破

するを潔しとせず……」(ミル経済(翻訳)

林重、明治一〇年七月一〇日版権免許)。

「良心ある人民は足下等の暴君に對して……」

「郵便報知」(新聞)明治一二年)。

註5 東大倫理學研究室の意見を参考とし

た。

註6 広辞苑(新村出)より引用。

《西洋における良心の概念》

Cyneidesis, Conscientia, Conscience, Conscience(morale), Gewissen

などの語源は、「意識」を意味するものであり、特に道徳的意識を意味したものではなかったが、後にこれが良心を意味するようになった。今日、良心は道徳意識と考えられ、「正邪善悪の判断を下し、正善はなすべし、邪悪はすべからずと命令し、更に積極的に正善を行なわしめ、邪悪を行なわしめざる動力ともなる意識作用」(註1)などといわれている。(註2)また、この「意識」は体験的に、自己自身の行為に關して働くものである点に特徴があると

もいわれる。(註3)

良心の機能を倫理的に説明すると、

おおむね次のとおりである。(註4)「良心は自己自身の内奥から自己自身の行為に向けられた責め咎める働きである。したがって良心の声は自己意識の独立の場合にのみ聞えてくる」ものであり、「また良心は現実の社会の生活様式や法律などの人倫的全体性を否定し超越する独立性をもとうとする」。「しかし、独立による孤独と否定とはかえって本来的な連帯感をめざます。本来的な連帯からの離脱感が孤独の体験の真相である。」自分が、他人の信頼を裏切るような場合には良心のかしやくを受けるが、「良心の声は自己の存在の最も奥深いところから響いてくるものとして、責め否定されるものは単に自己の行為のみならず、更に自己の存在そのものにまで及ぶことを体験する」。「このように良心の機能は、人倫的全体性を否定して独立した自己意識を更に否定するところの絶対的な否定の働きである」。

ところで、「すべてを調和させ連帯させるものは、自己と他己、個人と社会との対立を統一する本来的な人倫的全体性である。したがって、人倫的全体性を否定して己れが全体性における個別性という限界を越えたとき、これを責め咎めるのは根源的にはこのような本来的な人倫的全体性なのである。良心とは本来的な人倫的全体性の分身に他ならないのである。」かくて良心は人倫的全体性の

分身として、不断に人倫的世界を再生させる活力である。

次に、このような良心の問題が考えられるようになったのはいつごろからであるかを探ってみよう。(註5)

すでに古代ギリシャにおいてソクラテスに良心概念の萌芽がみられたとか、アリストテレスにポリス中心の倫理思想の完成がみられるなどの事実もあるが、良心の概念が明瞭に説かれるようになったのはほぼ一八世紀頃からである。もっともこれに先立って中世には良知良能説があった。たとえば聖ボナヴェントウラ(1221—1274)は「道徳生活の基礎となる意志の自由は、人間にあっても神と同様に完全であるが、これは知性と意志との協同から生ずる。良心(Conscientia)は実践理性の習性(habitus)であるが、これと区別される良知(Synderesis)は意志の常に善に向う本性的傾向を言い、魂の神的火花(Scintilla animae)と呼ばれる」と考えた。中世人においては倫理をささえるものは個人の道徳的意志以上の超越者の呼び声であると考えられた。その後、宗教改革の時代に至って奇蹟やおのれ以外の力に頼らずに、ただ神から与えられた良心にもとづいて、すべてを自己の責任において引き受ける自由な個人が生まれた。たとえばマルチン・ルッター(1483—1531)は、免罪符で暴利をむさばる教会に反対して論文を発表し、もし、それを取消さなければ破門する

と詰問された時……my Conscience is taken captive by God's Word, and I neither can nor will revoke anything, seeing that it is not safe or right to act against conscience」(「私の良心は、神の、みことばのとりこになっている。その良心に反する行為をするのは危険であり、かつ誤りである」ということを私は覚っているから、何も取り消すことはできないし、また、取り消そうとも思わない。』)と述べた。そして啓蒙時代に至ってようやく道徳意識としての良心が説明されるようになった。バトラー(1692—1752)、ヒューム(1711—1776)、カント(1724—1804)などがそれであり、近代に至りJ・S・ミル(1806—73)、ダーウィン(1809—82)、更にキェルケゴール(1813—55)、ハイデッガー(1889—)などバートランド・ラッセル(1879—)なども良心について言及している。

倫理学史上、論争の種子となったのは、良心の発生問題と妥当性の問題であるので、この二点について整理しながら前掲の思想家たちの考えを若干紹介してみよう。

1 生具説

良心の起源を、超自然的な神や人間の自然性から発生するとみる説で、その妥当性は絶対的であると見る立場である。バトラーはこの立場に立つ。彼は道徳感覚を良心(Conscience)と呼び、生まれるながら自然に与えられているもので、

衝動を支配する原理と考えた。(註6)良心の概念を明瞭にしたのは彼がはじめてといわれる。(なお、中世スコラ哲学は良知が神によって与えられているとし、絶対的妥当性を説いているので、生具説に分類される。)

2 経験説

良心は生まれつき完成されたものではなく、体験によって育成されるという立場で、ベンサム、ダーウィン、スペンサーなどがこれを説く。ベンサムは、良心はその人間一代の経験の所産であるとし制裁によって良心が発生すると考える。ダーウィンは、スペンサーは、良心を種族的経験の所産とするが、ダーウィンは進化論の立場から、人間的諸感情も、その他の動物と人間とを結ぶ一本の進化過程の所産にすぎず、生物一般の歴史からみて、道徳は社会的本能の知的加工であるとし、良心ももちろん歴史的進歩の所産であるとする。経験説においては良心の妥当性については相対説をとり、良心の判断には正しいこともあるが、あやまることがあり、それは漸次向上発達しうるものである、教育の力、制度の改善等は個人良心の発達に要件である、という。

3 批判説

生具説、経験説は、起源と育成とを混同して、良心を単に意識の内部の問題としている点が批判されてこの説が出て来たもので、カントの立場がこれである。すなわち、個人の心理的良心は教育環

境、あるいは遺伝の所産であるが、これを普遍妥当的ならしめる超個人的な先驗良心とも名付けるべきもの、定言的命令が存在するという。この立場からは、良心の妥当性については、先驗的良心は絶対無謬であるが、個人良心には誤謬があり、その命令には、後に反省して訂正を要する場合がある。個人の良心は、先驗的良心を一個のイデオとしてその実現に努力するべきものである、という。

最後に現代の西洋思想家が良心について言及している例としてバートランド・ラッセルをあげておこう。彼は科学主義的リアリズムに裏づけされた合理主義的倫理観をうちたて、良心を幾分、問題にしているが、彼は道徳性(morality)の二つの源泉を、①共同体のおきて(掟)への服従による Civil morality、②神の意志、個人的良心への服従による personal morality となし、それらのおきてはすべての時代、社会により種々さまざまに異なり、正しい行為を決定する唯一の基準とは考えられない、とする。正しい行為は、善なる目的との連関において定義され、善は「欲求の満足」である。人間は半群居的動物であるがゆえに、個人と公共の欲望は背馳しがちとなり、部分的善 partial good と一般的善 general good との不調和をひき起こす。しかし、他者と一致せぬ欲望の満足は、一致するところの共に可能な満足に比すれば満足の総高も少なく、望ましくない。

この意味で愛情は憎しみより、協同は競争より、平和は戦争より望ましい。(註7)

註1 哲学事典(岩波、昭和二年刊)による。

註2 ENCYCLOPAEDIA BRITANICA, CA. 1957. conscience の解説。一部を引用すれば、a philosophical term used both popularly and technically in many different senses for that mental faculty which decides between right and wrong

“... Conscience may be understood as the active principle in the soul which, in face of two alternatives, tells a man that he ought to select the one which is in conformity with the moral law. Apart from the two functions of discerning between right and wrong, and actively predisposing the agent against to moral action conscience has further a retrospective action whereby remorse falls upon the man who recognizes that he has broken a moral law.” (正邪を判断する知的能力を意味する哲学用語にして、一般的にも専門的にも多義にわたって用いられる)「良心とは、二者択一にあたって、心の中で、道徳律にかなう方を選択するよう積極的に命ずる原理」と解されよう。良心には、正邪の判断及び道徳的行為の積極的動因という二機能のほか、更に、道徳律を破ったことを知るや、自責にかられるという反省作用もある。

註3、4 倫理學事典(既述)による。

註5 以下については倫理學事典及び EN-

CYCLOPAEDIA BRITANICA による。

註6 「人生訓教集」 Sermons on Human Nature 1826.

註7 「倫理と政治における人間社会」(1954) による。

《「良心の自由」について》

この日本国憲法一九条には「思想及び良心の自由はこれを侵してはならぬ」(Article 19 Freedom of thought and conscience shall not be violated)と規定されているが、この Freedom of conscience (英) Liberté de conscience (仏) Gewissenfreiheit (独) というのは元来、西洋社会で育った概念である。すなわち、中世に教会権力が強大であった時、個人の信仰や行為にまで干渉が及び弊害が大きかったため、近世に入ってから、特に宗教道徳面における良心の自由を要求する声が高くなった。宗教改革などはその発露であるが、こうして獲得した権利が、自己の主義信念に従って言動する権利であり、信教の自由と密接な関連をもっている。日本では、そのように歴史的宗教的体験を欠いているので、憲法に規定された良心の自由とは何を意味するかということになるが、「良心の自由」という表現は、マ草案一八条に初めて現われ、やがて政府原案として審議されたのであるが、審議経過において、特に良心の自由をとりあげて条文に入れるべきか否かというような論議は全く行なわれていないし、そ

の内容についても、思想及び良心の自由が常に一括して考えられているものがある。(註1)結局、思想及び良心の自由は内面的な精神的自由を意味するもので、(註2)「良心の自由は思想の自由のうち、その道徳的判断に属する部分を指している」であって広い意味での思想の自由の中に含まれることになる。(註3)

通説によれば(註4)「思想及び良心」とは、外部に現われぬ内心の作用または状態をいうのであり、本条にいう良心とは、諸外国の立法例におけるような宗教上の意味はなく、人の思想の中の多少とも倫理的な側面をとりあげて指称したものである。(註5)「思想」と「良心」とは程度の差異にすぎず、広く「思想の自由」の中に包括することもできるといえる。

註1 憲法・権第一一号昭和四年八月「帝國憲法改正審議録」憲法調査会、及び「逐条日本國憲法審議録」第二卷参照。

註2 「憲法運用の実務」についての第一委員会報告書「憲法調査会」参照。

註3 東京高裁が昭和二十四年二月五日第四特別部にて傍論として述べている。

註4 「註解日本國憲法」法学協会参照。

《社会的良心について》

倫理學では、共同体の生活の具体的行為の仕方の内容を示すものを習俗と呼び、習俗は、人間が共同生活を営むことによつて、集團及び個人の生命を保障しようという本能的要求から生まれるもの

(以下21ページ以下参照)

婦人に関する国際ニュース

①国連婦人の地位委員会事務局発行
「婦人の地位に関するニュースレター」
（第二五号）より

国際条約

婦人の地位に関する国際条約の批准状況は一九六二年九月一日現在、次の通りである。

○婦人の政治的権利に関する条約（一九五三年成立）

署名国は四二、批准または加入した国は三七か国である。一九六二年二月以降の新加入国はシエラレオネである。

○結婚婦人の国籍に関する条約（一九五七年成立）

署名国は二六、批准または加入した国は二六か国である。

○男女同一労働同一賃金に関する条約（ILO条約第一〇〇号、一九五一年成立）

一九六二年二月以降、スウェーデンとリビアが新たに批准し、現在批准国数は四〇か国である。

○差別待遇（職業と雇用）に関する条約（ILO条約第一一一号、一九五八年成立）

一九六二年二月以降、中国・コスタリカ・ニジェール・アバール・ヴォルタ・スウェーデン・エクアドルの諸国が新たに批准し、批准国数は三七か国となった。

○教育上の差別待遇反対に関する条約（ユネスコ条約、一九六〇年成立）

一九六二年二月以降、中央アフリカ共和国・英国・アラブ連合・リベリア・ソ連の諸国が新たに批准し、現在批准国数は七か国である。

婦人の地位に関する国内法

○アイスランド

主婦の休日に関する一九六〇年六月九日公布の法令第四五号の規定によれば、「報酬をうけずに家政を行なう」すべての婦人は、連続十日以上十四日以内の休日に要する経費相当の休日手当をうける資格がある。休日委員会が休日手当の支給、休養施設の設置、旅行、その他の関係事項に関して責任を負う。この委員会は婦人団体地方連合体の選出する三人の委員によって構成される。休日手当の基金は、主婦一人につき最低一〇クローナ（約七〇〇円）当たりの国庫支出、地方行政機関からの補助および婦人団体と婦人団体連合体よりの寄付を含む。委員会は休日手当の決定にさいし、家庭状況、子供の数、家族の住居、その他のことに関係のある諸般の事情を考慮に入れなければならない。また、特別の休日の家が設定されるまで、委員会は社会省はじめ各省および施設の協力を求め、学校その他公共の建物で休日の宿泊所として使えるものがあれば、これを利用しなければならぬ。

○象牙海岸

一九六一年十二月一四日公布の国籍法（法律第六一四一五号）は、外国婦人・象牙海岸国民と結婚する場合、人口統計官立合いによる結婚の挙式を行なうと同時に妻は夫の国籍を取得することを規定している。ただし、自国の法律が本人の国籍留保を認めるならば、その婦人はたとえ未成年者であっても、挙式を行なうに先立って、夫の国籍取得を辞退することが出来る。政府には、一旦国籍を取得したものに對しても、これを取消す権限がある。この場合および婚姻取消の場合においては、象牙海岸の国籍取得はなかったものとみなされる。象牙海岸国民である女子が外国人と結婚する場合は、挙式以前に国籍離脱の申立てをしないかぎり、象牙海岸の国籍を留保する。このような国籍離脱は、妻が夫の本国法によって夫の国籍を取得するか、もしくは取得しうる場合にかぎり有効である。

○モーリシウス・ニジェール・セネガル・トンゴ・タイにおいても、右とほぼ同様な国籍に関する法律が一九六一年中に制定された。（但しタイは一九六〇年の改正による。）

○ナイジェリア（西部地方）

一九六一年八月、ナイジェリア西部地方の首都イバダンの市地方議会（市および区議会）設置に関する一連の法令が公布された。各市区議会は選出議員、一伝

統議員及び指名議員によって構成され、婦人に一定数の議席を確保している。六つの区の議会設置に関するそれぞれの規定によると、各区議会とも議員定数三〇名内外のうち、いずれも二名を婦人の指名議員とし、市議会は定員六六名のうち四名を婦人の指名議員と定めている。

○アメリカ

係争中のストロー・V・コンチイネンタル・キャン・コンパニーの事件について、ペンシルヴァニア州最高裁判所は、労働組合は専ら性別を根拠として女子の賃金に差別をつけるような協約を作れない、との判決を下した。

*（26ページ）

だという。共同生活を営む人間はさまざまの生活体験をするが、そこに自から人間性の傾向の反復が行なわれ、生き方に一定の秩序のあることが漸次自覚されてくるが、常に変わらなず反復される傾向は人間性の基本的な筋道である。このようにして行為規範としての習俗が発生する。習俗は、その共同体に属する成員が遵守し、違反することを慎むべき社会的良心ともいわれ、それを守ることににより、集団も個人もその生命を維持されるところの忠告者である。個人の道徳的意識も、習俗を自己のものとして内面化し融合するのである。習俗の具体的内容は、永遠普遍のものではなく、時代により、共同体により異なった習俗がある。（註）倫理學事典（既述）による。

婦人界のうごき

(二月一五日～二月一〇日)

(二月つづき)

五、六、七日 文部省主催の全国婦人教育研究集会が東京九段の私学会館で開かれ、都道府県教育委員会の婦人教育担当者など約二五〇名が参加した。これは婦人教育の現状分析と婦人の学習成果を高めるための対策の研究がねらいであり、婦人学級のあり方等が問題となった。

五日 池田首相の諮問機関として設けられた「人造り定例懇談会」の初会合が五日開かれ、当面の目標などを決めたが、この懇談会の委員二三名のうち婦人は藤田たき(津田塾大学長)、上代タノ(日本女子大学長)、坂西志保の三氏である。

一日 国際社会民主婦人会議のアジア視察団が来日した。一行はイスラエル労働党婦人部のリア・ブラキン、スエーデン社会党のアナ・ルドリン、国際社会民主婦人会議事務局のメリー・サランの三女史で、約二週間の滞在期間中、同会議の加盟団体である社会党婦人対策委員会、民社党婦人対策委員会が種々の催しを計画したが、一、二を掲げれば次のとおりである。

一三日には三氏を囲む主婦の懇談会が社会党婦人対策委員会、民社党婦人対策委員会の共催により、東京平河町

の都市センターで開かれ、約三〇名の主婦が出席した。この懇談会は日本の婦人の活動の状況を理解してもらうと共に、外国における婦人の活動の実情をきくために催されたものである。

一六日には三氏を迎えて「東北婦人の集い」が仙台市の日の出会館で開かれた。これは日婦教室の会主催、仙台市教育委員会、河北新報、産経新聞、東北放送、仙台放送、全労青婦対策委員会等の後援で開かれたもので、東北六県の婦人代表約七〇〇名を集めて開かれた。東北婦人の集いには女子労働者のみでなく農村婦人も多数参加し、共に討議をおこなった。討議は三分科会に分かれ、第一分科会「婦人と労働」、第二分科会「婦人と教育」、第三分科会「くらしと物価」をテーマに進められ、各分科会の助言者は船山全労青婦副委員長、石井宮城大教授、竹谷日本経済構造研究会理事が当たった。

一日 ユネスコ補助金による婦人成人教育指導者として二月一六日に来日、約一か月の予定で各地の施設等を見学していたパキスタンのファイツ夫人と台湾の徐秀英夫人の送別会をかねた懇談会が、両氏を推せんした汎太平洋東南アジア婦人協会日本委員会主催により、一日国際文化会館で開かれた。

二日 総評主婦の会と日本婦人会議の共催による「特選米をためす会」が全

連会館で開かれ、東京、横浜の主婦約二〇名が参加、試食等をおこなった。この結果、特選米も普通米と味はそれほど変わらない、したがって特選米を買うのはやめよう、なお、全国各地で「特選米をためす会」を開く活動を広げようという結論に達した。

二〇日 二月二〇日から翌三八年一月三十一日まで労働省婦人少年局主催の売春防止特別活動が実施された。活動の重点は(1)社会一般に売春問題に対する正しい考え方ならびに風紀についての良識を涵養する。(2)婦女の転落防止並びに保護更生対策に対する各方面の関心をたかめ、その成果をあげるための活動を強化する。(3)売春行為の要因となっている諸問題の把握につとめる、の諸点であり、期間中、各地で会合、調査等がおこなわれた。

二六日 名古屋地裁は交通事故で父親と子どもが負傷し、母親が看病したというケースについて、「母親が主婦としてのつとめができなかった賠償を含め三人に合計約一〇万円払え」という家族ぐるみの訴えに対し、二六日「主婦の労働は家族的な義務だともいわれるが、明らかに財産的な価値があり、賠償の対象になる。愛知県下のつきそい婦の料金の基準を参考に一日六面円の額は妥当だ、ただし二人の入院中の三四日分二万四〇〇〇円だけ認めるとし、慰謝料などを合め三人に計約七

万円を支払え」と判決した。主婦労働が財産的に評価され、損害賠償(休業補償費)が認められた例はあまりない。

(二月)

一日 厚生省は東京都南多摩郡多摩村の島田療育園と滋賀県大津市の琵琶湖学園の二か所をサリドマイド奇形児の医療保護施設とすることを決定した。なお、三八年年度予算案に島田療育園五〇ベッド増設及び琵琶湖学園四〇ベッド新設分として約四〇〇〇万円の補助金が計上されている。

一六日 昭和三七年度朝日賞(朝日新聞社がおこなっている文化、社会奉仕、体育部門に業績のある人を表彰するもの)の社会奉仕部門に徳永恕(ゆき)氏(二葉保育園長)と沢田美喜氏(エリザベスサンダースホーム園長)が選ばれ、朝日講堂で受賞式が行われた。

一九日 国連NGO国内婦人委員会主催の国際連合第一七回総会報告会が東京の婦人会館で開かれた。報告会には国連総会に政府代表代理として出席した久保田キヌ氏らを迎えて開かれたもので、政府代表代理高橋寛氏(外務省国連局長)により総会の概要についての報告、政府代表代理久保田キヌ氏(立教大学助教授)により第三委員会の報告、政府代表福島貞太郎氏(ジャパンタイムス社長)により第一委員会の報告が行われた。久保田氏の担当した第三委員会は人権と自由を扱う委員会

ツシムンは第一、第二分科会が「生活に自主的な設計を」第三、第四分科会が「地域社会を豊かにするために——社会性を身につけよう——」のテーマで、それぞれ体験発表に続いて意見発表、討議が行なわれたが、第一分科会では農村生活の諸問題が、第二分科会では内職問題や消費の問題、第三分科

会では新生活運動の問題、第四分科会では地域社会の連帯の問題などが主として話し合われた。

七日 婦人国会議員は映画「温泉芸者」が売春防止法をないがしろにするような内容をもっているとして問題にしていたが、七日、婦人議員一〇名は右の

観点から検討するため、「温泉芸者」を観覧し、その後、大映本社、映倫に抗議し、国会でもとり上げることにした。これとは別に、日本ろうあ者連盟

は、この映画がろうあ者を侮辱する内容をもっていると抗議している。一方、婦人団体では日本基督教婦人矯風会が九日、永田大映社長あてに要望書を出

したが、その中で「売春を安易に取り扱っていることは看過できません」、「法（売春防止法）の盲点を教えるこむ結果になると思われます」、また「ろうあ

者の基本的人格を正しく評価せず、狎奇的に取り扱っている」などの諸点をあげ、「温泉芸者」の上映を中止」することと今後の自し多くを要望した。

厚生年金保険法上の取扱いに

おける男女間の差について

厚生年金保険法には、その取扱いについて、男女間に差を設けている規定があります。たとえば第四二条では、老齢年金の受給資格について規定し、支給開始年齢は、男子については六〇歳、女子については五五歳としています。

憲法第一四條は、「法の下の平等」について規定し、性別による差別待遇を禁止しています。この差別待遇の禁止は絶対的なものであり、一切の差別待遇を禁止するものな

では、厚生年金保険法の老齢年金の支給開始年齢に男女差を設けた理由は何でしょうか。

厚生年金法は、昭和十六年三月、「労働者年金保険法」という名称で、戦時時局下の要請にこたえるものとして制定されたのですが、この時の被保険者は、男子筋肉労働者だけでした。そして、一般事務男子および女子が被保険者になったのは、「厚生年金保険法」と法律の名称が改められた昭和十九年二月です。終戦後も幾多の改正が行なわれましたが、昭和十九年五月、法律の全文改正が行なわれ、老齢年金の支給開始年齢が男子について五歳引き上げられ、男女間に差が設けられたのです。

されるわけです。

また、判例は、「憲法第一四條は、人格の価値が平等であって、人種その他の差異に基づいて、差別待遇をしてはならないという大原則を示したにほかならず、法が、この平等原則の範囲内で、各人の年齢、自然的素質等の諸事情を考慮

して、道徳・正義・合目的性等の要請から、適当な具体的規定をすることを妨げるものではない。」としています。したがって、形式的には差別待遇といえるものであっても、その差別を設けた理由が、合目的であれば、その差別は憲法上許されるわけです。

傾向が見えはじめたこと、第三に、諸外国の例でも、資格年齢は六〇歳から六五歳が大部分であることから、受給開始年齢を五歳程度引き上げる必要があるとしたのですが、女子については、諸外国においても、大体五歳の開きがあるのがふつうです。

また、わが国の女子労働者は一般に短期雇用であるという実態から、男子より資格年齢を引き下げても「法の下の平等」には反しないであろうという判断のもとに、女子の資格年齢はそのままとし、男子の資格年齢のみを五歳引き上げたものです。因みに諸外国における老齢年金の支給開始年齢についてみますと（一九四九年一月現在）、つぎのとおりです。

国名	男	女
オーストラリア	六五	六〇
デンマーク	六五	六〇
フランス	六〇	六〇
ドイツ	六五	六五
イギリス	六五	六〇
イタリア	六〇	五五
ポーランド	六五	六〇
スイス	六五	六〇
ソヴィエト	六〇	五五
アメリカ	六五	六五

（「一九五一年国連年鑑」による）

なお、厚生年金保険法には、前記の老齢年金の支給開始年齢のほか遺族年金の受給についても、妻の場合と夫の場合とでは受給権の取得年齢が異なっています。

が、これについても前述の理由とは異なる様の理由により、男女の差が設けられたものと思われます。

また、昭和十九年改正の厚生年金保険法には、脱退手当金の受給要件について、男女差が設けられていました。ところが、昭和三十六年一月に「通算年金通則法」が制定され、これにより、国民年金の保険料納付済期間、厚生年金保険の被保険者期間、船員保険の被保険者期間、国家公務員および地方公務員の共済組合の組合員期間等が、老齢または退職による年金について通算されることになりましたので、脱退手当金について男女差を設ける必要性がなくなりました。

そこで、脱退手当金の支給に関する条文の改正が行なわれ、老齢年金の支給を受けることができないう者に対しても、被保険者期間が五年以上で、かつ、六十歳以上であれば、男女とも脱退手当金が受給できることになりました。

最後に、厚生年金保険法以外の法律による老齢または退職による年金の支給開始年齢についてみますと、国民年金法の場合、男女とも六五歳、国家公務員および地方公務員の共済組合法の場合は、男女とも五五歳、船員保険法の場合は男女とも五五歳となっています。

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定期刊行物 (昭和38年1月受入れ)			
資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 次
労働統計調査月報	14-12	労働省労働統計調査部	○給与構成の現況 ○米国石炭業の雇用・生産性
海外労働経済月報	12-10	"	○賃金・労務費と国際貿易
自由労連通信	383	国際自由労連東京事務所	○国際自由労連日本の労働組合運動へ新年のメッセージ ○国際自由労連アフリカ婦人労働者のための教育活動を強化 【学卒特集】
職業安定	56	北海道労働部	○38年3月新規学校卒業者の求人求職の動向について ○求人充足は血のかよった労務管理から ○新規労働力の行方 ○労働条件からみた年少者
"	57	"	○新規中学卒業者の地域的移動からみた道内の労働市場圏
職業訓練	1	労働省職業訓練局	○「人的能力の開発向上に関する答申」と職業訓練
繊維労働	110	全織同盟	○全労会議の当面の賃金政策について ○全織傘下の工場付属新設寄宿舍の対策と現状
"	111	"	○1962年度賃上げ統一闘争について
日労研資料	562	日本労働研究所	○労働基準法上の賃金支払実務【特集】 ○賃金と労働基準【"】 ○賃金定義、休業手当【"】
"	563	"	○生産性向上による成果配分としての賃金問題 ○全労当面の賃金政策について
労政時報	1688	労務行政研究所	○改正労働、厚生関係法規の概観 ○昨年の主要労働判例と労働委員会命令 ○37年の主要労働、厚生関係通牒 ○37年の労働運動の回顧 ○新年度の労働情勢の展望
"	1689	"	○実際資料による不当労働行為事件の審査手続
"	1690	"	○38年春闘における労使の賃金政策と態度 ○わが国初の調査に現れた労使安定の要因
"	別冊	"	○全国主要労働組合一覧
"	1691	"	○協約からみた団体交渉と時間内の組合活動 ○労働統計の基準年度を35年基準に改定
労働	1962年12月	大阪労働協会	○ILOと生産性・賃金
労働科学	39-1	労働科学研究所	○事務機械の騒音について
労働の科学	18-1	"	○「人づくり」政策のあらまし
労働基準	1	日本労務研究会	○賃金水準の国際比較
労働週報	1086	産業労働調査所	○従業員500人以上の企業における賃金水準と賃金格差(1) (関東経協の定期給与調査37年6月度)
"	1087	"	○" (2)
"	1088	"	○食品産業労働者の賃金実態 ○職務給・職務給の実例紹介
労働法令通信	16-1	労働法令協会	○民青同、官公労争議の法律問題
"	16-2	"	○最近における神奈川県下の鉄鋼、造船社外工の実態(上)
労働問題	1963年2月号	日本評論新社	○キャノンカメラで週5日制を協定 ○労働運動の組織問題 ○国際自由労連と総評
アメリカの労働問題	1963年1月	米国大使館文化交換局	○アメリカの経済的進歩——生産的職業への労働者再訓練——
企画実践ニュース	40	全国労働組合生産性企画実践委員会	○技術革新のなかの労働運動
労働時報	37年12月	労働省	○昭和38年3月新規学校卒業者の需給見通しについて
"	38年1月	"	○「賃金問題」を語る ○特集労働行政の回顧と展望
東 商	1963年1月	東京商工会議所	○38年の景気見通し ○これからの人づくり、国づくり
International Labor Review	86-5	I. L. O.	○The Part-Time Employment of Women in Industrialized Countries, by François Bruntz ○Women Part-Time Workers in the United States ○Labor Conditions in the Cotton Textile Industry
Japan Labor Bulletin	2-1	国際労働課	○Government's Coal Policy Decided ○The White Paper on Education
The Labor Gazette	62-11	カナダ労働省	○Part-time Work for the Elderly ○Toward a Better States for Women Workers

女子の就業者数と完全失業者数

(1962年 9 月)

産 業	女 子	男 子	男女計の うち女子の 割合	女子雇用 者の産業 別構成比	女子の前 年同月と の比較
就 業 者	万人 1,909	万人 2,768	% 40.8	%	万人 + 11
自 営 業 主	250	754	24.9		- 10
家 族 従 業 者	865	308	73.7		- 16
雇 用 者	793	1,705	31.7	100.0	+ 39
農 林 業	17	28	37.8	2.1	- 7
漁 業, 水 産 養 殖 業	2	15	11.8	0.3	0
鉱 業	4	39	9.3	0.5	- 1
建 設 業	32	175	15.5	4.0	0
製 造 業	304	647	32.0	38.3	+ 18
卸小売, 金融保険, 不動産業	194	271	41.7	24.5	+ 24
運輸通信, 電気, ガス, 水道業	35	218	13.8	4.4	+ 2
サ ー ビ ス 業 務	184	203	47.5	23.2	+ 2
公 務	19	110	14.6	2.4	- 1
完 全 失 業 者	19	14	15.8		- 1

1人1か月平均現金給与総額

(1962年 9 月)

産 業	女 子	男 子	男子に対 する女子 の割合
総 数	円 13,977	円 29,803	% 46.9
鉱 業	11,792	28,883	40.8
建 設 業	11,916	26,156	45.6
製 造 業	12,354	28,223	43.8
卸 売 業	13,943	27,434	50.8
小 売 業			
金 融 業	25,360	61,261	41.4
保 険 業			
不 動 産 業	14,363	33,428	43.0
運 輸 業	16,893	30,460	55.5
通 信 業			
電 気, ガス, 水道業	20,444	35,660	57.3

(1962年 10 月)

産 業	女 子	男 子	男女計の うち女子の 割合	女子雇用 者の産業 別構成比	女子の前 年同月と の比較
就 業 者	万人 1,940	万人 2,765	% 41.2	%	万人 + 4
自 営 業 主	261	746	25.9		+ 4
家 族 従 業 者	874	314	73.6		- 24
雇 用 者	805	1,704	32.1	100.0	+ 25
農 林 業	18	27	40.0	2.2	- 9
漁 業, 水 産 養 殖 業	2	15	11.8	0.2	- 2
鉱 業	4	38	9.5	0.5	0
建 設 業	35	176	16.6	4.3	+ 3
製 造 業	310	626	33.1	38.5	+ 21
卸小売, 金融保険, 不動産業	196	267	42.3	24.3	+ 8
運輸通信, 電気, ガス, 水道業	36	221	14.1	4.5	+ 2
サ ー ビ ス 業 務	183	216	45.9	22.7	0
公 務	21	116	15.3	2.6	+ 2
完 全 失 業 者	18	16	52.9		- 2

(1962年 10 月)

産 業	女 子	男 子	男子に対 する女子 の割合
総 数	円 13,775	円 29,490	% 46.7
鉱 業	11,712	29,189	40.1
建 設 業	11,807	25,988	45.4
製 造 業	12,335	28,812	42.8
卸 売 業	15,208	29,137	52.2
小 売 業			
金 融 業	19,177	39,149	49.0
保 険 業			
不 動 産 業	14,253	34,146	41.8
運 輸 業	18,107	30,898	58.6
通 信 業			
電 気, ガス, 水道業	20,902	36,282	57.6

〔注〕 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

こらんになりましたか

(婦人労働課関係)
○女子事務職員実態調査結果報告書
——1961年5月——
○女子保護の概況——1961年——

○婦人労働統計資料——1961年分——
(婦人課関係)
○婦人関係資料集報第14号
——婦人関係統計資料 No 18——

女子の就業者数と完全失業者数

(1962年11月)

一人一か月平均現金給与総額

(1962年11月)

産業	女子 万人	男子 万人	男女計の割合 %	女子の雇用率 %	女子の前年同月と比較 万人
就業者	1,868	2,747	40.5		- 19
自営業者	254	731	25.8		- 15
家族従業者	803	283	73.9		- 32
雇用者	810	1,731	31.9	100.0	+ 28
農林業	14	32	31.1	1.7	- 1
漁業、水産養殖業	4	15	21.1	0.5	- 1
鉱業	4	41	8.9	0.5	- 1
建設業	43	185	18.9	5.3	+ 2
製造業	303	610	33.2	37.4	+ 26
卸小売、金融保険、不動産業	200	297	40.2	24.7	+ 6
運輸通信、電気、ガス、水道業	39	220	15.1	4.8	+ 5
サービス業	181	213	45.9	22.3	- 9
公務	22	119	15.6	2.7	+ 3
完全失業者	16	18	47.1		- 9

産業別	女子 円	男子 円	男子に対する女子の割合 %
総数	13,781	29,405	46.9
鉱業	12,121	30,606	39.6
建設業	12,006	26,382	45.5
製造業	12,534	28,494	44.0
卸売業	14,385	28,223	51.0
小売業	19,590	40,952	47.8
金融業	14,664	34,616	42.4
不動産業	17,553	30,877	56.8
運輸通信業	20,467	35,665	57.4
電気、ガス、水道業			

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

(9月、10月分は本文32ページにあり) 一総理府統計局労働力調査一

一労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査一

婦人少年局、ニュース

○第二回婦人労働問題研究会議労使部会の開催

婦人少年局(婦人労働課)では二月一八日、二二日、二三日の三日間、労働者部会、使用者部会をそれぞれ三、四名ずつの構成で行なった。

○女子事務職員実態調査結果にもとづく懇談会

婦人労働課では二月二六日、使用者の代表を招いて女子事務職員に関する懇談会を行なった。

○婦人少年問題審議会新委員発令

婦人少年問題審議会委員は、二月一六日付をもって、下記の通り発令された。つづいて三月一日午前十時より労働省八階講堂において総会を開催し、会長、副会長の選挙、部会長の指名、各課所掌事務の説明を行なった。

○婦人少年問題審議会委員(五十首順)

江幡清

朝日新聞論説副主幹 人事室長 長内俊雄

山一証券(株)取締役 人事室長 長内俊雄

山野千枝子ビユーティシアン美容師 斉藤正子

全機同盟寄附金対策副部長 多田とよ子

日経連常務理事、教育部長 中山三郎

NHK解説委員 縫田暉子

早稲田大学政経学部部長(副会長) 平田富太郎

中労委委員 松井友正

キャノンカメラ(株)常務取締役 山本まき子

総評幹事、婦人部長 渡辺華子

(年少労働部会)

井田安造

全日本商店街連合会名誉会長

都商連会長

日立製作所常任顧問

ガールスカウト日本連盟主事

全国中小企業団体中央会

労働専門委員

全日本中小企業労働組合連合委員長

立教大学教授

中央職業訓練所長

読売新聞論説委員

総同盟中央執行委員

総評幹事、政治局長

(婦人問題部会)

東京教育大学教授

自由学園高等部大学部講師

全日通労組中央婦人部長

フニブアン研究所研究員

東京大学助教授

専修大学短期大学部教授(会長)

慶応義塾大学助教授

お茶の水女子大学教授

毎日新聞論説副委員長

加藤子(株)常務取締役

昭和三十八年三月一日印刷

昭和三十八年三月五日発行

婦人と年少者

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九九五九

振替口座東京二〇七九二四

井田安造

児玉寛一

清水俊子

鈴木俊彦

田中政男

豊原恒男

成瀬政男

福沢準一

森良一

安恒良一

磯野誠一

植村キミ

大野はる

久保まゆ子

高橋徹

田辺繁子

辻村江太郎

平井信義

藤田信勝

村上正夫

定価 六十円 千六円

編集人 久米愛

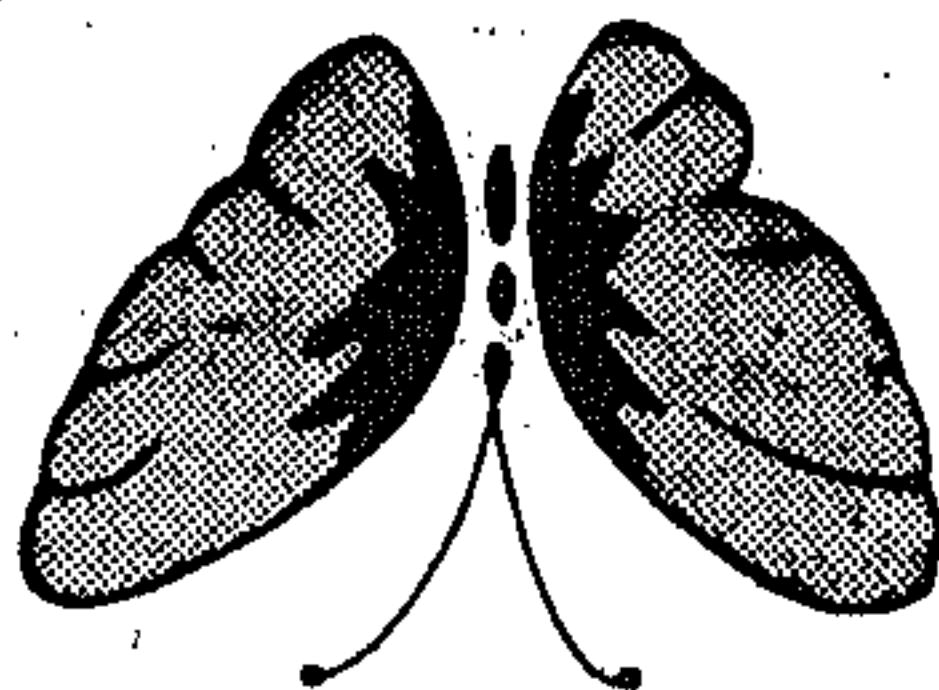
発行人 平林たい子

印刷人 網野栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一

(日本職業指導協会内)

香



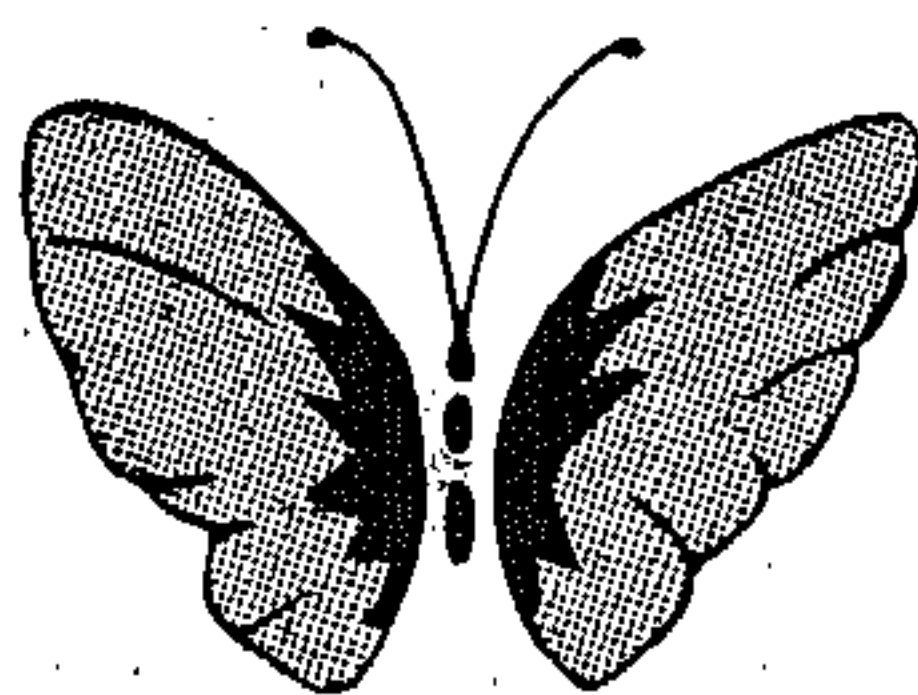
合成香料 天然香料

高陽化学工業所

港区芝白
(441)金三
三光町
五五枝

花のにおい
お菓子のにおい
果物のにおい
においは人の心を
ゆたかにして
明日の夢を

に
お
い
に
お
い



香

ハルタのスクールシューズ

全国各地の学校で
制定靴として多数
の御愛用を頂いて
おります。



ハルタの靴